スリ・ランカ民主社会主義共和国 工業分野開発振興計画 事前調査報告書

1992年1月

国際協力事業団

鉱計工 JR 92-016

LIBRARY 1097841 (9)

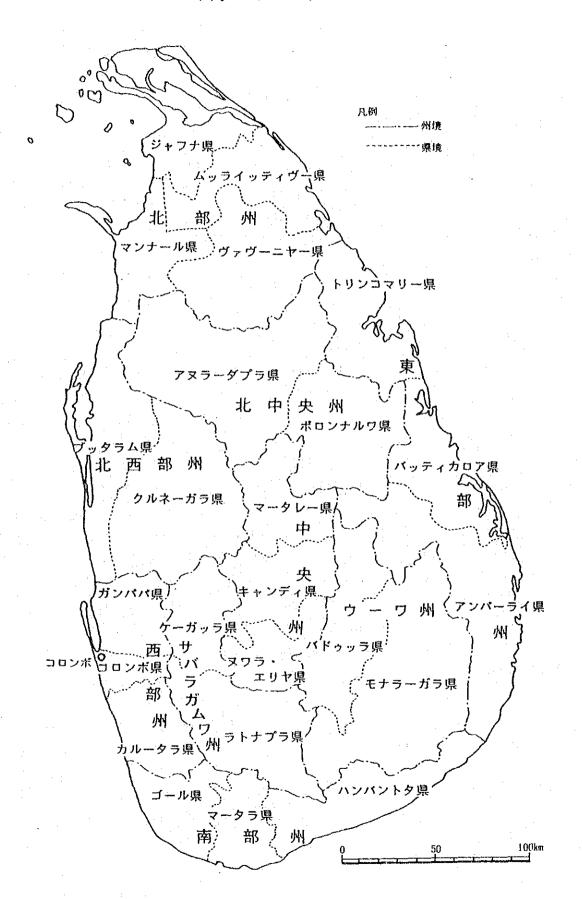
23738

スリ・ランカ民主社会主義共和国 工業分野開発振興計画 事前調査報告書

1992年 1 月

国際協力事業団





目 次

Í	重	5前調査の概要(中井、神取)	1
1		要請の背景と経緯	1
2	? .	調査の目的・内容	1
3	l,	調査団の構成	5
4		調査日程	3
,5	i.	主要面談者	5
ſĪ.	K	6議の内容と結果(中井、神取)	7
1		大使館、JICA事務所との打ち合わせ	. 7
2		先方関係機関との打ち合わせ	7
3		S/Wに関する協議	7
4		M/Mに関する協議	7
5		その他	8
ı	フ	リランカにおける工業政策(角野)	. 9
Ŋ		リランカにおける工業団地開発 (青木,関根)	21
1		工業団地(含輸出加工区)の現状	21
2		プレF/S対象の候補地についての提言	30
3		本格調査実施上の留意点	31
v .		リランカにおける輸出振興・投資促進(藤村)	41
1		輸出振興の組織・制度・機能の現状	41
2		投資促進の組織・制度・機能の現状	48
3		外国投資の現状	56
4		市場調査の対象国・品目についての提言	62
5		本格調査実施上の留意点	62
VI		リランカにおける金属工業(大島、三木)	66
		スリランカ政府の金属加工業育成の政策・制度・組織の現状	66
. 2		工場視察結果	69
		本格調査実施上の留意点	77
VII	· - #4	未資料	79
		SCOPE OF WORK	
1		MINUTES OF MEETING	79
2			87
3			93
4		金属加工以外の業種、投資促進、輸出振興制度の調査について(藤村) 輸出振興、投資保護分野インタビュー記録	95
5		- 300 313 25-140 - 4 25 15 15 45 55 55 55 55 77 ペープ ペープ ペープー 30 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	100

I 事前調査の概要

1. 要請の背景と経緯

スリ・ランカ国は1977年まで、国内産業育成のため強力な保護と広範囲にわたる統制 による管理体制のもとに、内需拡大の経済政策を推進してきた。しかしながら、これらの政 策は社会福祉資本の充実の充実をもたらす一方生産への投資不足をまねき、経済の停滞をも たらした。このため同国は77年以降経済の自由化へ向け方向転換を図ってきた。

現在「ス」国は公共投資5カ年計画(1989-93)のもとに自由化政策を展開中であ り、特に工業分野においては「新工業化戦略」を同時に打ち出し工業化の促進を図っている。 この戦略では、工業化を通じ、①輸出指向産業への移行、②雇用・所得機会の創出、③経済 の多様化による国際収支の改善、④富の公平配分の4つを達成することを目標としている。

上記の方針に基づき同国工業省は、輸出振興・工業化を推進するための短・中・長期の計画を策定中であり、わが国に対しても、工業開発のためのマスターブラン策定及び工業団地 開発に係る調査に対する協力を要請越した。

これを受けJICAは平成3年3月にプロジェクト選定確認調査団を、また平成3年6月 にプロジェクト形成調査団を派遣し、先方より要請の背景につき聴取するとともに調査内容 等につき先方と協議した。

両調査団の報告を受け、JICAとしては工業開発のためのマスタープランとして「工業分野開発振興計画調査」を実施することを決定し、あわせて工業団地開発についてもプレF/ S レベルの調査として本調査に含めることとした。

2 調査の目的

今回の事前調査においては、先方政府における本件調査の実施体制の確認を行うとともに本格調査の範囲、内容、実施スケジュール等について「ス」側と協議し、S/Wの締結・署名をおこなうことを目的とした。また合わせて専門団員により「ス」国における金属加工業の現状、工業団地開発の可能性並びに輸出促進・投資促進制度等の現状等についても予備的調査を行うことを目的とした。

3. 調査団の構成

担 当 業 務	氏	名	所 属
団長・総括	中井	信也	JICA工業調査課長
技術協力行政	角 野	镇 治	通産省技術協力課
立地政策	関根	. 久 修	通産省立地政策課
金属加工業育成	大 島	敏 和	(財)素形材センター
輸出·投資促進	藤村	勇 一	日本貿易振興会
工業団地開発	青木	誠 一	(財)日本立地センター
金属加工技術	三木	旗	愛知県工業技術センター
調査企画	神鬼	. 真 一	JICA工業調査課

4. 調査日程

11月10日(日)	成川発
11日(月)	J I C A 事務所、大使館表敬
	大蔵省 Department of External Resources 表敬
	S / W協議(工業省)
12日(火)	S / W及びミニッツ協議(工業省)
13日(水)	工業団地候補地(アヴィサベーラ)及び輸出加工区(ビヤガマ)の視
	察(輸出加工区内の日系企業 GART EX社訪問)
·	工業省次官主催レセプション
14日(木)	S/W及びミニッツの署名
	日本大使館公使主催昼食会
	JICA事務所、大使館へS/W及びミニッツ署名の報告
	工業団地担当:カトナヤケ輸出加工区視察
	金属加工担当:工場視察
15日(金)	協議チーム(中井、角野、関根、大島)帰国
	〈各分野調査開始〉
	金属加工:Industrial Development Board (IDB)訪問
	職業訓練校訪問 · 小規模鋳型工場視察
	工業団地: Greater Colombo Economic Commission (GCEC)訪問
	竹林専門家と打ち合わせ
·	輸出投資:ジェトロ事務所、工業省訪問
	物田収員・グェドロ事物が、工業日の回
16日(土)	コガラ輸出加工区へ移動
17日(日)	コガラ輸出加工区視察、ゴール港視察
18日(月)	金属加工:金属製品工場、農業機械修理・製造工場視察(中規模)

	工業団地:工業団地候補視察
	Martin Estate, Holakele Estate, Sirigampola Estate
	輸出投資:Ministry of Trade and Commerce
	Ministry of Policy Planning and Implementation
	Sri Lanka Export Development Board (EDB)
19自(火)	金属加工:Kolonnawa 国営工場、プランテーション機械修理・
	製造工場視察
:	国営産業試験場見学
	工業団地:工業省・GCECとの打ち合わせ
; 	輸出投資:Mnistry of Handlooms and Textile Industries
	World Trade Centre
	GCEC
20日(水)	金属加工: Industrial Development Board
	ダイ・モールド製造小規模工場視察
	工業団地:工業団地候補地視察
	Penrith Estate, Atherfield Estate
	工業省にて打ち合わせ
	輸出投資: Industrial Development Board (IDB)
	Central Bank of Ceylon
21日(木)	金属加工: 資料整理·報告書作成
	工業団地:Central Environment Authorities 訪問
	資料整理·報告書作成
	輸出投資:資料整理・報告書作成
22日(金)	JICA事務所、大使館へ調査結果報告、帰国挨拶
	コロンボ発
23日(土)	成田着

5、主要面談者

Ministry of Industries, Science and Technology

Mr. A. S. Jayawardena

Secretary

Mr. Luxman Siriwardena

Director, Investment and Finance Division

Mrs. Elsic Ponnamperuma

Asst. Director, Investment and Finance Division

Mr. Roy Jayasinghe

Director, Regional Industry Services division

Mrs. P. G. P. Abeyratne

Deputy Director, Regional Industry Services division

Mr. P.M. Karunaratne

Deputy Director, Regional Industry Services division

Mr. S. Ediriwicrama

Director, Trade Export Promotion and Tariff Division

Mr. K. Samaraweera

Deputy Director, Science and Technology Division

竹林 正治

Advisor

Ministry of Finance

Mrs. S. Kuruppu

Director, External Resources Department

Mr. S. Weerapana

Deputy Director, External Resources Department

Export Development Board (EDB)

Ms. Manel Pandithasekera

Director, Product Management Division

Greater Colombo Economic Commission (GCEC)

Mr. H. B. Masinghe

Director, Product Management Division

在スリ・ランカ日本大使館

新 田 勇 特命全権大使

村 上 伸 一等書記官

甘利敏 一 一等書記官

木野本 浩 之 三等書記官

JICAスリ・ランカ事務所

坂 牧 嘉 昭 所長

河 崎 充 良 所員

山 下 寿 朗 所員

花 井 正 明 国際協力専門員

■ 協議の内容と結果

1. 大使館、JICA事務所との打ち合わせ

当方より対処方針(10月23日各省会議にて承認済み)を説明したととろ、大使館より 下記2点のコメントが出された。

- ・ 本調査(特に工業団地開発)について工業省は高いプライオリティを置いている。
- ・ 本件調査終了後の早期計画実施が望ましいのは当然であるが、実施の際に工業省がいか に関連省庁との調整を行うかが一つのカギとなろう。

また、事務所からは、S/W案(10月23日各省会議で承認済)のうち、III.
SCOPE OF THE STUDY, 9-8 Pre-feasibility analysis of the selected projectsの「projects」は、相手側に日本政府が調査終了後のプロジェクト実施を予定しているとの誤解を与えかねない旨の指摘があったため、「sites」と変更した。

2. 先方関係機関との打ち合わせ

2-1 大蔵省Department of External Resources

本件調査概要を説明するとともに、工業省が S/Wを締結するのは初めてであるため、 大蔵省からの側面的協力を要請(特に Under taking について)し、了解を得た。

S / Wに関する協議

14日、調査団は下記の通り「ス」側とS/Wについて協議した結果、原案どおりで合意を得たため、日本側調査団中井団長、スリランカ側 A.S. Jayawardena工業省次官の両者によりS/Wの署名を行った。

- ① 「ス」側は事前調査終了後の日本側による迅速な対応を要望するとともに、工業省としても本計画を積極的に推進する旨を強調した。
- ② 「ス」側は来年度予算要求の観点等からを積極的に推進する旨を強調した。全体調査期間の短縮(特に工業団地開発)を要望したが、これに対し調査団側は帰国後検討する旨回答した。
- ③ 「ス」側より本件調査に係るC/P研修員の受け入れについて強い要望があったところ、 調査団はこれについても帰国後検討する旨回答した。

4. MノMに関する協議

S/Wと同時に署名されたM/Mの内容は下記の通りである。

① 市場調査の対象業種・品目については、日本側から1)gem and jewelry、2)garment and apparel, 3)food processingを提案したところ、「ス」側は garment and

apparalはすでにジェトロ事業により成果があげられていることを理由に除外し、それに代わり non-metalic mineral products, rubber based products, coconut based products の中から1ないし2の品目を調査対象にとりあげて欲しい旨要望した。

- ② 「ス」側より本件調査のうち工業団地開発のプレド/Sの結果についてはできる限り早期に(可能なら来年中に)レポートをとりまとめて欲しいとの要望があった。(なお、工業省大臣から在スリランカ日本大使へも同様の要望がなされている。)
- ③ 上記2点については、調査団より日本へ持ち帰り検討する旨回答した。

5. その他

5-1 金属加工業

従来、「ス」国においては金属加工業については、観光・地方産業省工業開発局(IDB)が主務官庁としてその育成にあたってきた。しかしながら、本件調査の要請は工業省からなされたため、調査実施にあたり「ス」国内部の調整に支障はないかとの懸念が日本側で持たれていた。

この点につき工業省に質したところ、工業省より、「今回調査団が来「ス」するのにあたり、「ス」政府内で下記①~③の通り調整が行われ、今後は工業省が中心となりJICAのカウンターバート機関として調査を担当することになった」旨の報告があった。

- ① 今後行われるNew Aid Planの調査協力は工業省が中心となって行う。
- ② 調査開始にあたりC/Pの任命と運営委員会の設立を行う。
- ③ わが国に対し無償資金協力及び技術協力の要請がなされていた金属加工センター (IBDが要請元)設立についての要請は、本件調査との関連から時期尚早として正式 に取り下げられた。

なお、工業省でも次官が中心となり、上記(3)と類似の無償及び協議要請のプロポーザルを作成したが、工業大臣の1)金属加工業振興に係る調査が優先すること、2)センター設立のニーズが不明確であること、3)「ス」政府としては今後維持管理のために補助金を必要とする設備はたとえ無償であっても計画すべきでないこと等の指示があったため、事務当局はプロポーザルを撤回した。

■ スリランカにおける工業政策

1. 経済概況

1990年のスリ・ランカ経済は、同国の抱える様々な逆境にも拘らず、急速に回復し、著しい経済成長を達成した。GNP経済成長率は、前年の23%から6.6%に増加し、過去10年間で最高の成長率を記録した。また、国際収支も6年ぶりに黒字に転じたほか財政状況も引き続き改善した。

(1) 国民所得

1990年の実質ODP増加率は前年の23%に対し62%となった。

1982年を基準とする固定価格によるGDPは、1,293億ルピーと見積もられ、GNPは、1,267億ルピーで、前年比6.6%増となった。GNP成長率の方がGDP成長率より高くなったのは、対外資産状況の改善とともに海外からの所得フローが増加したことによるものである。

なお、1990年央での人口増加率は1.1%であり、人口が1,699万人となった結果、 国民一人当りGNPは、16,745ルピー(約418米ドル)と見積もられる。

(2) 工業部門

工業部門は、国内治安が安定に向かったことで工業活動が復活した結果、1990年においては生産、輸出及び付加価値が著しい成長を見せ、工業生産高は前年比14%増と、1984年以来最高の伸び率となった。この工業生産の伸びは民間部門の成長が引続き拡大したこと及び1989年に不振であった国営企業部門が好調であったことによるものである。この結果民間部門及び国営企業部門の生産高はともに前年比14%の増加であった。

(1) 国営企業部門

国営企業の生産は4年ぶりに上昇に転じたが、これはおもに湾岸危機によりセイロン石油公社(Ceylon Petroleum Corporation)の生産量が増えたことによるものである。石油製品を除外すると国営企業の生産は、対前年比21%の滅であった。この他生産が増加した国営企業としては、酒造公社(Distilleries Company)、セイロン皮革公社(Ceylon Leather Products)、鉱業開発公社(State Mining and Mineral Development)等がある。他方生産が減少したのは、食塩公社(National Salt)、繊維公社(National Textile)、セイロン合板公社(Ceylon Plywoods)等であった。

② 民間部門

民間部門の生産高の増加は、主として、化学・石油・プラスチック製品(37%)、 金属製品(24%)、加工金属製品(12%)、繊維・既制服・皮革製品(13%)、 紙及び紙製品(9%)、食料飲料、タバコ製品(7%)に支えられている。

③ 投 資

1990年の投資活動は引続き拡大傾向にある。1990年には、1989年12月 に工業・科学技術省が発表した新工業化戦略が実施に移され、また、1990年1月大 コロンボ経済委員会(GCEC)と外国投資諮問委員会(FIAC)を統合し、投資認 可機関の一元化が図られるとともに、許可手続きの簡素化が図られた。

1) 旧GCEC関連では、1990年に30件のプロジェクトを認可し、この結果同年末までの累計認可件数は337件となった。337件の認可プロジェクトのうち194件について実際に投資が行われており、認可プロジェクトの総投資予定額は2,075百万ルピーで、このうち外資分は1,630百万ルピーで全体の79%を占めている。1990年末現在、カトナヤケ投資促進地域(IPZ)で65件、ビヤガマIPZで23件、両IPZ以外で32件、合計120件の事業が繰業中である。

同年のGCECの許可による関係企業の輸出総額は、前年に比し47.9%増加し、 17,525百万ルピーとなり、雇用総数は前年比16.5%増の71,585人となって いる。

2) 旧FIAC関連では、1990年に47件の外国投資プロジェクトを承認した。予 定総投資額は、1,089百万ルピーでこのうち26%に当たる280百万ルピーが外 国資本であった。この結果同年末までの累計許可件数は651件となった。

(3) 農 業

1990年の経済成長の大きな・引力となったのは、前年に治安・悪天候の影響を受け低迷した農業部門の著しい改善である。林業・漁業を含めた農業部門の成長率は昨年のマイナス1.1%に比べ8.8%へと急増した。

農業部門の中では、紅茶生産が最も著しい増加を見せ、前年比13%増で過去最高レベルを達成した。

(4) 貿易及び国際収支

1990年の総合収支は、市場指向型の為替政策の導入、観光業の回復及び治安の回復 に伴う経済活動一般の回復により、1984年以来初ゆて130百万SDRの黒字に転じた。

① 輸 出

1990年の輸出総額は、農業、鉱工業等の分野において輸出が増加したことにより、 1,461百万8DRと前年より20%増加し、過去5年間で最高の伸びとなった。

工業製品の輸出は、前年比24%増の763百万SDRとなったが、この著しい増加は、繊維及び既制服の輸出の増加(21%増)に加え、湾岸危機により石油製品輸出額が49%上昇したこと、更に化学製品、皮革・ゴム製品及び海産物の輸出収入が増加したことによる。

鉱物輸出は、宝石の輸出が13%増加したことにより、前年比10%増の64百万 SDRとなった。

② 輸 入

1990年輸入総額は、小麦、自動車等の消費財、石油、肥料等の中間財及び輸送機械等の投資材の輸入が増加したため、1,980百万SDRとなり、昨年より14%増加した総輸入額に占める消費財、中間財及び投資財の比率はそれぞれ26%、54%及び18%であった。

③ 対外債務残高

1990年末現在の対外債務残高は、前年より203百万SDR増の4.162百万SDRとなった。前年同様、対外債務残高の約92%は中長期の債務であり、3,197百万SDRとなったが、短期債務はわずかながら減少した。

なお、IMFに対する債務は、1990年末現在288百万SDRで前年末に比べて 13百万SDR増加した。

(5) 政府財政

1990年の政府財政状況は、財政の健全化を維持する構造調整の努力を反映し、財政 赤字が経済安定化プログラムの下で目標通り25,153百万ルピーとGDPの10%以内 におさまった。しかし、総合収支の赤字は、31,850百万ルピー(GDPの99%)と 前年の25,185百万ルピー(GDPの112%)に比し6,665百万ルピー増加した。 また、経常財政収支の赤字は、前年の2,905百万ルピーから3,807百万ルピーに増加 した。

2. 工業・科学技術省の組織(組織図については VI. 巻末資料 3.参照)

スリランカにおいては、工業・科学技術省が産業全体の発展及び政策等の策定を担当して おり、産業部門別には、農村産業開発省及び手織織機・繊維産業省がこれにあたっている。 また、小規模企業については、観光・地方産業省がこれを所管している。

工業・科学技術省は、現在までに何度かの機構改革を経て1990年3月から内閣レベルにおいては現在の工業・科学技術省と命名されている。この省の下には、科学技術省と鉱業関連省という二つのプロジェクト産業省と国家産業省が付置されている。

また、工業・科学技術省は1989年12月に発表された「スリランカの工業化戦略」の 実施体制整備のため、1990年5月省内の機構改革を行い、主要な政策を以下に示す八つ の局に分担させることとし、それまでの産業を規制・管理する機関から産業発展を促進し育 成する機関へと変更を行った。

(1) 投資金融局

既在並びに新規産業に対する内国及び海外からの投資の促進、外国投資家と国内投資家

の協力関係の促進、投資の保護、ビジネス・プロモーションセンターの海外設置等を行っ う。

(2) 貿易輸出促進局

国内市場指向型産業の輸出指向産業への転換を支援するとともにスリランカが比較的有利な立場にある製品の製造と輸出の促進を行う。また、貿易の管理と規制の見直し、輸出人規制品目の許認可を行う。

(3) 市場消費者サービス局

産業間の競争環境の促進並びに輸入管理及び統制の緩和と合理化を行う。また、これに 関連レダンピングの防止にかかる諸施策を実施する。

(4) 人材開発局

労働の生産性向上促進のため国家企業経営機関等との連携のもとで既存の研修機関を支援するとともに各産業の経営管理技術の向上に係るニーズを満たす計画の策定及びその実現化を図る。

(5) 制度・インフラストラクチャー開発局

電力、道路、輸送、工業用水、テレコミ等の工業インフラの整備を行うとともに産業開発地域、インダストリアル・パーク、工業団地等の指定・設置を行う。

(6) 科学技術局

地方産業技術の開発及び向上のための施策の策定及びその実施を行うとともに地方レベルでの技術研究機関の設置及び研究開発の促進を行う。

(7) 進度調査調整局

産業の発展を左右するマクロ経済政策の検討・策定を行うとともに各政策立案及びその 実施の進渉度合の調査を行う。また、全ての局の活動の調整、特に局間で重複する機能の 調整を行う。

(8) 調査情報局

工業振興法に基づく事業者等の登録及び国際産業情報の総合的データ・バンク等の作成、 産業情報の普及・広報活動を行う。

なお、1992年に「市場・消費サービス局」、「通商・輸出振興局」及び「管理・人材 開発局」の三つの内部部局を軽工業等を所管する一つの部局に統合する等の機構改革が予定 されている。

3. 工業化政策

1956年に行われた総選挙によりそれまで政権を担当していた統一国民党に大差をつけ スリランカ自由党が勝利を治め、バンダラナイケ内閣が成立。同年政府が発表した輸入代替 産業政策が公式な形で打ち出された最初の工業政策となった。この政策では、鉄鋼業・化学

工業・セメント等の基幹産業を国営企業とし、皮革・植物油・セラミック等の消費財産業は民間に委ねるというものであった。また、外国資本が経営するプランテーション、運輸、社会保険、銀行等の国有化もこの政策には含まれていた。その後も国営化の流れは留まらず、バングラナイケ首相暗殺後政権を担当した同夫人が首相についた1960年代前半には石油会社が、またその後一時は政権を奪取した統一国民党から1965年に再びバンダラナイケ夫人が樹立した左翼連合政権により、国内資本によるプランテーション会社の1970年に国有化された。これら一連の国有化政策は、1971に制定された国有化促進法により繊維・セラミック等の中小企業業種及び新聞社等までその対象としそのピークを向かえた。しかし、このような国有化政策は、国内需要の創出という面では有益であったが、国際競争力から程遠い状況の産業が国内の多数を占めることとなるとともに民間の投資意欲を減退させ、産業全体の活力を失わせる結果となった。

このような状況のもと1977年に誕生した統一国民党のジャワルダナ政権は、工業化政策を大幅に変革し、開かれた市場経済体制のもとでの工業化をめざす政策を押し進めることとした。農産物輸出課税を徐々に減ずるとともに関税率を徐々に低め国内企業の国際競争力の回復に努めた。また、1979年にはカトナヤケに輸出加工区を作る等、茶・ゴム・ココナッツ等の伝統的な輸出品からその他の非伝統的な輸出品の振興に努め、良質で安価な労働力を生かした繊維、縫製産業等の比較優位産業の急速な伸びをもたらした。しかし、製造業付加価値の約50%を占める政府企業の非効率性(民間部門成長率14%、石油公社を除く国営企業部門マイナス21%:1990年実績)は、スリランカの工業化促進の大きなネックとなっている。

1989年に誕生したプレマダーサ新政権は、輸出指向型産業の育成、海外からの投資の促進、人材養成、国営企業の民営化の促進等を骨子とする「スリランカの工業化戦略」を同年10月に発表するとともに同政策の実施体制整備のため、1990年5月に工業・科学技術省内の機構改革を行った。また、この政策に法的根拠を与えるために1990年12月には工業促進法を制定し、現在に至っている。

(1) 「スリランカの工業化戦略」の概要

「スリランカの工業化戦略」は、国内市場を主として指向する産業を輸出指向型産業へ と構造変革を図り、スリランカが有する最大の資源たる人的資源を最大限に活用し、より 多くの職場と収入の機会を提供し、国民生活の質を改善することを基本的な目的としてい る。

この目標を実現するため、政府は

- ①経済を安定させ、インフレを抑制し、生産的な経済活動を促進するため、慎重なマクロ 経済政策を採用する。
- ②過去の経済インセンティブが不十分と思われる分野に対し、投資と輸出に対する特別な

インセンティブの付与を認める。

- ③国内外の資本を大きく利用する。
- ④外国からの投資を促進することにより海外からの資本の流入、最新技術の習得及び国外 への市場拡大を図る。
- ⑤国営企業の投資等の重複を避けるとともに政府企業の民営化を促進する。
- ⑥特別なインセンティブの付与、既存産業の国際競争力強化を通じ輸出指向型産業を奨励 する。
- ⑦輸出と小規模企業活動を振興するとともに発展による利潤が国民の間に多く分配される よう大規模企業と小規模企業の関連を強化する。
- ⑧労働生産力を高めるため研究開発及び人材の教育を強化する。
- ⑨事業に必要な輸入ライセンス、許可証のような通関手続等に係る行政上の障害を取り除く。
- ⑩工業化促進のための施策やインセンティブの付与がなるべく自動的に承認されるように する。

等の戦略を実行する。

1) 投資促進

国内外からの投資を促進する。外国からの投資を促進することにより海外からの資本 の流入、最新技術の習得及び国外への市場拡大を図る。外国人に譲渡される証券、株式 に係る100分の課税は完全に撤廃されている。

外国からの投資許可は大コロンボ経済委員会(G.C.E.C)が一元的にこれを行う。 外国からの投資が自動的に承認されるような制度を整備する。

諸外国からの投資を促進するため、ビジネス・プロモーション・センターを設置する。

2) 投資資金調達

投資家の資金調達を容易にするよう中央銀行は開発銀行及び普通銀行に対し資金補充 を行う。

健全な資本市場を発展させるため、税制上の優遇措置を講するとともに、証券取引所 と証券審議会の運営を簡素化する。

3) 投資奨励

投資促進を実効あるものにするため、以下に示すインセンティブを講ずる。

- イ)現行の投資に係る減免措置は1992年6月30日までそのまま継続する。
- ロ) 1990年1月現在税務当局に申告した、資産売却益を特定の産業等に投資した場合、1992年6月30日までの間、税の免除が受けられる。
- ハ) パイオニア的企業として工業省の認める製品及び製造に係るプロジェクト等の特定 の分野に対して、1990年1月1日から1992年6月30日まで間に行われた新

たな投資に対して5年間の免税又は減税措置を受けることができる。

- 二)非伝統産品の輸出促進のため、国内における付加価値が40%以上を占めるか又は国内人件費が国内における総付加価値の60%を越える場合には、海外市場への進出のための広告費等について5年間通常の2倍の所得税控除が受けられる。
- ホ) 生産工程のレベルのアップ及び製品品質の向上のため、研究開発や研修に必要な経 費に係る控除額を 2 倍にするとともにライセンス費用に係る税の免除を行う。

4) 関税保護

- イ) 新規産業が国際的に競争力を持つまでの間、関税による保護を行う。
- ロ) 現在の19の関税区分を以下に示す4区分に減らす。

① 原料及び商品

5 %

② 半完成品を含む中間品

15%

(3) 製造過程で必要な化学製品及びその混合製品

35%

④ 完成品

50%

この4区分で2年間実行しその後見直すこととする。動きとしては最高関税を漸次低くする方向にある。

- ハ) 戦略品目以外の品目に係る許可規制のような非関税保護を取り除く。産業用の原料 にはなお許可規制を行うがさらに規制をゆるめていく方向で見直しを行っていく。
- ニ) 関税による国内産業の保護を実効せしめるため、製品のダイビング防止のためのア ンチ・ダンピング法を立法化する。
- ホ) 現実的な価格は、価格統制ではなく競争力のある生産及び市場開拓によってなし得る品質並びに市場の動向により決定されるべきである。

5) 市場開拓と輸出振興

- イ) 市場開拓のため、シュネーブの国際貿易センターの協力を得て輸出振興庁は国際市場情報の包括的なデータ・バンクを作成し各企業にも開放する。
- ロ) 小企業の製品の輸出を可能にするため日本や韓国といった国に輸出商社を設立する ことを特に奨励する。
- ハ) 工業・科学技術大臣、大コロンボ経済委員会及び輸出振興庁はお互いに協力しあって工業製品の輸出促進を行う。

6) 人材開発と育成

- イ) カトナヤケの技術者養成所、繊維訓練サービスセンター、ラトマラナの指導者養成 所を高レベルの研修機能を持つよう改革する。
 - ロ)工業技術機関、工業情報技術機関及び洲レベルの技術機関を設立する。
- ハ) 管理職クラスの人材の教育のため、国家ビジネス・マネージメント機関(N. I. B. M) や公認会計士機関で得られる資金をプールして工業・科学技術省はビジネス・ス

クールを設立する。

- ニ) 企業においては初歩レベルの研修機能をはたすことが期待されており、このような 研修計画を実施する企業に対しては税制上の優遇措置がとられる。
- 7) 労働力市場と産業との関係
 - イ) 就労期間、休暇、退職手当等の労働規則を成文化するよう提案する。
 - ロ) 現在存続している労働法はすでに雇用されている者に対し有利になっており、これ が新規雇用を阻害している。技術労働者の地位をさらに魅力あるものとするため、単 純労働者との間の賃金格差を大きくする必要がある。

8) 工業技術

工業分野における競争が厳しくなるのにともない技術に対する要請が増えている。政府は、スリランカの持つ比較優位をさらに高めるような新しい工業技術を諸産業が理解し、捨得・吸収できるような援助を行う。具体的には、

- イ) 技術情報に関する基盤整備を行う。
- ロ)研究開発促進のための優遇策を実施するとともに研究開発機関と各企業との間のより緊密な関係を促進する。
- ハ) 鉱物や鉱山業並びに国内産の原材料を利用する産業に対する海外からの投資をこのような産業の開発や知識・経験の移転促進のため奨励する。
- 9) 産業インフラストラクチャーの開発及び機能
 - イ) 各企業の競争力の強化及び急速な工業開発の促進のため物理的インフラストラクチャー及び設備・機関の不備を整備する。
 - ロ) 急速な工業開発に関するさまざまな問題を調整するとともに有望な投資家に援助を 与えるため「産業サービス・センター」が設立される。
 - ハ) 工業開発のための物理的なインフラストラクチャーを個人が提供した場合には、税 制上の優遇措置が用意されている。

10) 産業再編成

- イ) 各企業は、自社内の経済的でない部門を見つけだし段階的に削除することにより再 編成を図るべきである。また、国内市場向けの企業は国際的な競争力を持つよう段階 的に再編成されるべきである。
- ロ) 現在国内市場向けの工業分野が活発な市場競争の新しい政策環境に適応でき、国際 的にも競争力を持ち得るよう世界銀行やアジア開発銀行の援助をも含む経済的援助及 び技術援助を行う。
- ハ)各企業及び産業の再編成には、上・中級管理職のマネージメント能力の向上が必須であり、このため政府は国家ビジネス・マネージメント機関にこれらの者を対象とした短期経営改善コースを設置するとともに生産向上センターを設立する。

11) 国営製造業

製造業部門の全ての国営企業は段階的に民営化、私有化する。ただし、社会的に国が 所有する必要性が高い場合にはこの限りではない。

12) 工業化委員会

いくつかの省庁にまたがる工業開発計画にかかる政策をハイレベルの場において調整するため、公的部門及び民間部門からの参加者からなる非法人組織である、工業化委員会を設立する。

(2) 「工業振興法」の概要

「工業振興法」は、工業全般及び輸出指向型産業の促進・発展のためのインセンティブ の付与並びに適切なインフラストラクチャーの整備を目的に制定され、この目的遂行のた め工業化委員会の設立及び産業諮問会議、地域産業サービス委員会の設置を規定している。

1) 企業登記

大コロンボ経済委員会法の適用を受ける地域にある企業及び同法により許可された企業以外の全ての企業でこの法律の施行前に設立された企業については、施行後6ヵ月以内に、また、施行後新たに事業を開始する場合には事業の開始日以降3ヵ月以内に産業登記所に以下の内容を登記しなければならない。

①オーナーの名前及び住所、②事業遂行の場所、③製造製品、④従業員数、⑤事業用 の土地、建物等の仕様

ただし、武器、弾薬、爆薬、軍用車輌及び軍用機、舞物、麻薬、アルコール、通貨、 貨幣、有価証券等を製造する産業については事前承認を必要とする。

2) 工業化委員会

イ) 委員構成及び任期

工業化委員会の委員に、以下のメンバーにより構成されており、その任期は3年である。

①大蔵省次官(議長を努める)、②工業・科学技術省次官、③政策立案実施省次官、④通商省次官、⑤繊維産業省次官、⑥小企業省次官、⑦農業畜産開発省次官、⑧スリランカ中央銀行総裁、⑨大コロンボ経済委員会委員長、⑩輸出促進庁長官、⑪5名以上7名以下の範囲内で工業分野において広い知見を有する者として工業・科学技術省大臣が推薦する民間人の中から大統領が選任した者。

口) 任 務

- ① 工業化のためのマクロ経済政策を含む工業振興のための政策、計画、鋼領等について政府に対し助言する。
- ② 工業化のための種々の制度の創設
 - ③ 工業インフラ及びサービスに関する計画の策定

- ④ 工業に関する製品情報及びマーケット情報提供機能の供与
- ⑤ 大臣の求めに応じ工業に関する事項に関する調査報告書を作成する。
- ハ) 工業化委員会は、本委員会の任務を果たすために必要な全ての行為を行う権限を有 する。
- ニ) 本法律により工業化委員会に課せられた任務の実行に際しては以下の項目に留意する必要がある。
 - ① 国際的競争力を持った工業への発展及び工業開発の効果的な促進
 - ② 経済の構造変化への適合を容易にする。
 - ③ 工業に関する国の規制の撤廃
- ホ) 大臣は工業化委員会に対し以下の内容の調査報告書の提出を求めることができる。
 - ① 工業分野への政府による金融及びその他の支援の供与
 - ② 工業分野への政府による金融支援の供与、廃止、増加、削減の要求
 - ③ 製品輸入の制限及び禁止の要求
 - ④ 製品輸入関税の付与、廃止、増加、削減の要求
- へ) 工業化委員会は、その年の活動報告を年末までに大臣に提出する必要がある。
- 3) 工業諮問委員会
- イ) 委員構成

この工業諮問委員会委員は、以下のメンバーにより構成されている。

①工業化委員会委員、②民間分野の工業開発に関する考えを考慮するため商工会議 所等が推薦する者の中から大臣が承認したもの2名、③15名以下の範囲内で工業分 野において広い知見を有した者として大臣が選任した者

口)任 務

- ① 工業開発のため産業界の代表と政府が工業に関する問題並びに共同事業について 話し合う場を設ける。
- ② 工業開発のための種々の制度に対する助言
- ハ) 工業諮問委員会は、その年の活動報告書を年末までに作成し大臣に提出する必要が ある。
- 4) 地域工業サービス委員会
 - イ)工業大臣は、各州主務大臣と協議を行い工業開発の促進地域を決定する。
 - ロ) イ) の規定により決定されたそれぞれの地域に対して、 地域工業サービス委員会と 呼ばれる委員会が設置される。
 - ハ) 同委員会の任務
 - ① 大臣、その地域のある州主務大臣及び工業化委員会に対し工業開発促進地域の工業開発に関する助言

- ② 工業開発促進地域の工業開発計画及び網領の策定
- ③ 国家政策による工業開発促進地域の工業開発の促進
- ① 工業化委員会により合意された計画に則り工業開発促進地域の工業開発に必要な サービス及び施設の供与の調整
- ⑤ 工業開発促進地域における全ての工業に関する投資決定の実施者に対する援助
- ⑥ 工業開発促進地域への地域工業サービスセンターの設置
- ニ)地域工業サービス委員会の構成及び同委員会による業務報告が規定される。
- ホ) 工業団地、インダストリアル・パーク、サイエンス・パーク及び指定された工業インフラについての設立及び管理に関して以下の内容を含み規定される。
 - ① 工業団地、インダストリアル・パーク、サイエンス・パーク及び指定された工業 インフラについて、立地予定地域に割り当てられた地域工業委員会又はこれらの委 員会がない場合産業登記所に対して行われる、設立に係る申請の方法。
 - ② 工業団地、インダストリアル・パーク、サイエンス・パーク及び指定された工業 インフラについて、立地地域に割り当てられた地域工業委員会又はこれらの委員会 がない場合産業登記所に対して行われる、登録に係る申請の方法。
 - ③ これらの工業団地内における建物、構造物について、立地地域に割り当てられた 地域工業委員会又はこれらの委員会がない場合産業登記所に対して行われる、建設 ・建替え及び取壊しの承認に係る申請の方法。
 - ④ 工業団地、インダストリアル・パーク、サイエンス・パーク及び指定された工業 インフラについての管理。
- へ) 大臣は州主務大臣と協議の上で、どの地域がその州の中の工業開発促進地域である か決定し、また、官報に公表することができる。
- ト) イ)の規定により決められた工業開発促進地域内で供与される工業インフラの 構成 及び計画並びに工業開発促進地域内の施設・サービスの調整に関し工業化委員会に上 申することができる。
- チ) 大臣は工業化委員会の助言を得て、工業化委員会に上申された工業インフラの構成 及び計画を承認することができる。
- リ) チ)の規定により工業インフラの構成及び計画が承認された場合、その計画地域に指定された地域工業サービス委員会がこれらの計画等の実施に関して責任を持つ。
- ヌ) 地域開発庁は、実施される計画及び構成の地域の中の建物の建設又は立替の承認の 権限を与えられる。
- 5) 公正通商委員会

公正通商委員会法により設置された公正通商委員会は、求めに応じ物品の価格を審査 した結果、その価格が適切でなくかつその物品の輸入を許すことにより競争を促進する 必要があると判断された場合、本委員会はそれらの物品の輸入関税率を含む通商に関する報告を大臣に上申することができる。

N スリランカにおける工業団地開発

1. 工業団地の現状

スリランカにおける工業団地の開発の歴史は1960年代に始まるといわれている。全国の中小企業の振興を目的として、キャンディ、ジャフナに団地開発をしたものである。しかし、これらはいずれも規模的に小さく、電力・水等のインフラをつけ、売却するというもので、団地のグレードは高いものとはいえなさそうである。これまでこうした工業団地の開発は全国で6カ所行なわれている。このような地場の中小企業向けの団地の他、スリランカでは、GCEC(Greater Colombo Economic Commission)の手になる輸出加工区が3カ所ある。これらはいずれも輸出振興を目的として、外国企業の誘致を図ってきている。工業政策の概要は第 II 章で述べているのでここでは触れないが、これまでのところ入居は順調にいっている。今回の調査の対象となる工業団地は地場中小企業の受け皿という側面よりも、外資系企業の受け皿、あるいは地場の大規模な企業の受け皿という側面があるので、輸出加工区の事例を見る事とする。

1-1 輸出加工区の現状

輸出加工区は現在3カ所が稼働している。第1はコロンボの北約30kmにあるカトナヤケ、第2はコロンボの東北東約24kmのビヤガマ、最後がコロンボの南南東約130kmのコガラである。

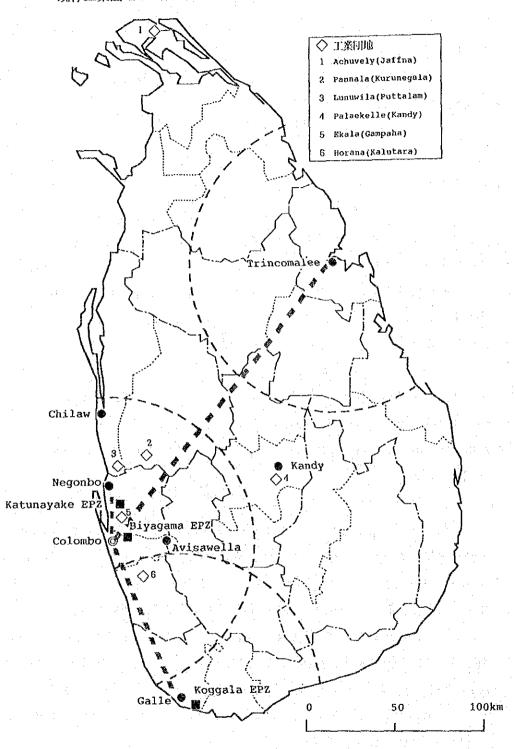
(1) カトナヤケ輸出加工区

カトナヤケ輸出加工区(これ以降KEPZと呼ぶ)は、コロンボの北約30km、コロンボ国際空港に隣接して立地している。開発面積は全体で約190ka、工場地区は約102ka、91年9月末現在で71社が操業している(契約企業は114社)。開発は3期に分かれており、第1・2期分はほぼ完売、第3期分に用地が残っているがそれもそう多くはない。操業企業の業種の主なものは、アパレルが最も多く32社、次いで宝石加工関係が7社、電気・電子、金属加工、革製品、ポリ塩化ビニール製品がそれぞれ4社となっている。進出企業の国籍は多岐にわたるが、合弁を含めると、スリランカが最も多く29、次いでホンコン17、日本8、韓国、イギリス、ドイツがそれぞれ6、等となっている(合弁は重複してカウント)。

KEPZへの入居企業は、大規模なものが少ない。従ってロット数がかなり多くなっている。この小ロットによる分譲はスリランカのEPZに共通するものである。

インフラについてみると、交通関係は、先に述べたように、国際空港に隣接している こと、コロンボ港までの鉄道が来ていること、道路もコロンボまでの幹線に簡単にアク セスできること、将来的には新しい幹線道路の建設計画が具体化していること等好条件

既存工業団地と工業開発戦略



にある。水は、敷地内にリザボアを持っており、125万ガロン/日(約5,700トン)の供給が可能である。通信関係では、現在2,000回線が使用可能であるが、この地区(カトナヤケ地区)全体で5,000回線の拡張計画がある。

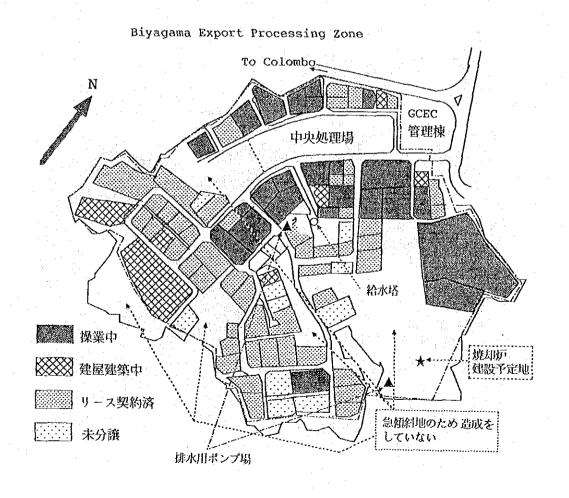
排水については、工場で1次処理後、中央処理場で集められる。処理方法については、 最終的にオキシデンシャルディッチとのこと。又固形物については焼却炉を建設すると している。このように、環境への配慮はかなり進んでいると見ることができるが、工場 内での生活排水と製造工程からの排水が一緒に処理される形となっていることが問題に なる恐れを含んでいる。訪問した日系企業では、製造工程で有機溶剤を使用しており、 この回収の業者がコロンボでもみつからないため、敷地内にストアしている。現在スト アされているこれらが、過って排水溝に流れた場合、上記の処理方法では処理できず、 又モニタリングも困難なことから原因究明も不可能と推測される。

ソフト面では、GCECの権限が強いため、輸出手続きも含め、EPZ内で簡単にできるというメリットが企業に付加されている。

Katunayake Export Processing Zone

(2) ビヤガマ輸出加工区

ビヤガマ輸出加工区(以下BEPZと呼ぶ)は、コロンボの東北東約24 kmに位置する、スリランカ2番目の輸出加工区である。GCECのバンフレットでは、開発面積180 haとなっているが、現在開発済は150 ha(ブロックA)、残りの30 ha(ブロックB)についてはこれから開発が行なわれることになっている。下図は開発済の150 haについて示したものであり、30 haは、これに隣接する用地で行なわれることになっている。ブロックAは、2期に分けて開発がなされた。中央処理場の周辺が第1期であり、操業中の企業が最も多くなっているところである。その南西から南東にかけて取り囲むように第2期の工事が行なわれている。2期に分けた理由については、需要の関係もあろうが、それよりも、開発の容易さが大きいように思われる。1期。2期の面積はそれぞれ45 ha、105 haである。土地利用の概況は、次頁表(表 N-1)に示す通りであるが、団地全体に占める工業用地の比率は353%と低くなっている。この最も大きな理由は、地形の関係から敷地の東側および南側の造成を行なっていないことによる。なお、UNIDOが当地の開発について、インフィーシブルという結果をだしているが、その理由は未造成部分の取扱いにあると想定される。



BEPZは、GCECのパンフレットによると、総面積が180 ha となっており、 図面が前頁のものと同一だが、聞き取り調査では、同図の面積は150 ha (371Ac.) である。上記180 ha には、ブロック Bの32 ha を含むと考えることが妥当であろう。 土地利用については、150 ha についてのみ分かっているので、これだけを取り上げる 事とする。

土地利用面でまず目につくのは工業用地の比率の小ささである。その分縁地・その他の用地が大きくなっているが、これは計画的に残したというよりも、先に述べたように造成費用がかかりすぎるためのやむを得ない措置と見るべきである。木工の費用は、後に見るように高くはないが、岩が露呈しており、その分高くなることと、リース代との関係から残す方が得策と判断したためのようである。因に用地買収費は、ヘクタール当たり約22万ルピー(66万円)と安価である。

排水・調整池は、20 Ac. とかなりの大きさである。現在、酸化池にエアレーションをしているが、ディッチ用の建屋を建設中である。KEPZと同様に、工場からの排水は従業員用・工程用が分離されておらず、パイプで処理場まで運ばれている。地形の関係から、2カ所にポンプ場を設け、ポンプアップしている。

管理用地は、EPZのフェンスの外側にあり、アドミの建屋(5,600 m²)とバスターミナルがある。従業員は、公共・民間のバスによる通勤が一般的のようであり、そのためサービス施設としてバスターミナルが必要のようである。

現在の入居状況は、25社が生産を行っており、残りは10ロット、12エーカである。先にも触れたように、ここでも1ロットは小さい。平均すると15~2Ac.であり、第1期の土工量が少ないのは、「マルチテラス式」の造成を行なったためである。このロットの決定については、方法論(計画論)が良く分からない(KEPZでの経験といっているが、どうも曖昧である)。

表 IV-1 土地利用の概況

				F	PHASE I	PHASE II
管	理	用	地		10.3 Ac.	<u> </u>
I	業	用	地		51.0 Ac.	80.0 Ac.
道	· · · ·		路		30.0	Ac.
排	水・	調整	池		20.3 Ac.	
緑圠	且・そ	の他)	用地		179.	4 Ac.
合			計		371.	0 Ac.

資料:GCEC資料・開き取りによる

現在入居している企業の業種・国籍を見ると、繊維製品・アペレル・土石がそれぞれ4社と半数を占め、食品2社、ゴム・電気・金属加工・靴・皮革等となっている。国別には、単独では韓国が最も多く、6社、次いでホンコン2社となっており(単独での進出は13社、合弁は10カ国、26企業が参加しており、設立企業数は12社)、合弁を含めると、スリランカ・韓国がそれぞれ8、ホンコンが4となっている。因に日本からの進出は、合弁の2社に過ぎない(いずれもアパレルで、1社はホンコン・スリランカと、も51社は台湾との合介企業)。

本プロジェクトは、UNIDOが調査し、フィーシブルではないという結論をだしていることはすでに述べた。UNIDOの報告書が入手できなかったので、詳細は不明だが造成費がかなり大きくなるものと想定されるからだが、用地をリースすることで開発経費をだすという考えに立てば、このプロジェクトは成立しないと見ることができるだろう。このことを見るために、開発費用と、リース代から収支をみよう。

BEPZの開発費用は、全体で295.8百万ルピー(邦貨で約9億3千万円)、用地 買収費が38.8百万ルピー(同1億2千万円)であった。このブレークダウンは表Ⅳ-2に示す通りである。土地造成には32.2百万ルピーの支出を行なっているが、この土 量は70万㎡である。従って、総費用は334.6百万ルピーとなる。

一方収入は、用地のリース代である。用地は全て99年リースであり、初年度(入居

表 IV-2 開発費用 (土地代は含まない)

PHASE I	Mill. Rs.	PHASE II Mill. Rs.
1.Water Supply	30.0	1.Preliminary Cost 2.1
2.Sewage Disposal	45.0	2.Land Development 32.2
3.Telecom Facilities	6.0	3.Water Supply 9.5
4.Road, Walkways Atorm Water, Water Drinage, Chain link Fence	22.0	4. Sewage Disposal 18.0
5. Power Supply	22.0	5.Road & Walkways 19.0
6.Intruder Deteation System	10.0	6.Retention Pond 6.0
7.Administration Complex	31.0	7.Telecom Facilities 5.5
8.Main High Way Access Road	33.0	8.Electricity 4.5
TOTAL	199.0	TOTAL 96.8

資料:GCEC資料・間き取りによる

時)に受け取る金額は、エーカ当たり17,500USドルと、年間借地料同2,500USドルであり、計20,000USドル/エーカとなる。若干非現実的だが、初年度に全てが入居決定したとすると(工事を2期に分けているから、この仮定は成り立たないが、このケースが最も収入が大きい)初年度の収入は、262万USドル、約110百万ルピーである。更に2年目からは3275万USドル、約138百万ルピーが入ってくる。これらの収入で、上記の費用を償却してゆくとすれば、金利が2%を超えると、20年間では償却できないことになる。IRR等の計算をここではやっていないので、確かなことはいえないが、多くの部分を政府が負担することが必要となろう。

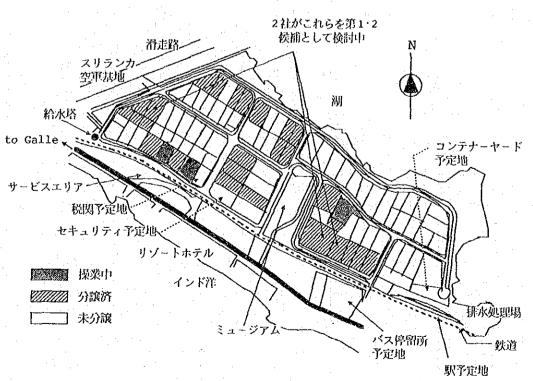
表IV-3 国別立地件数(操業中のみ、1991.9.30現在)

	立地切	iji .	作数		Katunaya	ke EPZ	Biyagan	na EPZ	40	他	台타		
	N		13	7	加铁	合弁	小独	合作	nue	合弁	邦独	合作	
7	ŋ	ð	ν	ħ	9	30	1	7	1	17	11	54	
 i}:	у		.	ン	7	12	2	2		2	. 9	16	
8			:	木	6	1		2		4	6	. 7	
F 2		<u></u>		দ্ৰ	1	5	6	2	6	1	13		
台	·			湾	2	1	1	2			3		
 eri	ŀ		1	ッ	3	4	1		2	4	6		
त्रे	. j		ن	4	1	3	1	1	2	2	4		
~	n		+	-	3	1				1	3	 	
英				ß	1	5		3		2	1	. 1	
2	ウス		- <i>F</i>	ν		1		1	2	1	2		
z		1		ス		4			3	1	3		
,	N	ゥ	3	-		2		:	1	1	1	· 	
7	,		ij	カ		3				1		_,	
ž,	ンガ	,	ж	N	2				1	1	3	<u></u>	
ત		v		ĸ		4						·	
15	*	ス	ŋ			1		. 3	1.				
y.	ウデ	1 7	7 9 1	7		1		3					
そ		ø,		他	1	7	1		1	4	3	1	
ð.				1	36	85	13	26	19	42	68	. 15	
— 入	厚	企	*	縠	7	1	2	5		19	139	5	

(3) コガラ輸出加工区

コガラ輸出加工区(以下KGEP Z と呼ぶ)は、スリランカ第3の輸出加工区で、コールを中心とする南部開発の拠点と位置付けられる。その位置は、コロンボの南南東約130km、南部の中心都市であるゴールから東へ16kmにある。用地は、スリランカ空軍基地に隣接しており、北東側はコガラ湖、南西側が、道路・リゾートホテルを挟んでインド洋に面する北西-南東に細長い形となっている。もともと、ココナッツのプランテーションであり、ほとんど平坦である。計画面積は、225Ac.(92ha)、内サービスエリアが3225Ac.で、EPZは19525Ac.となっている(パンフレットの数字であるが、トータルが合わない)。但し、この19525Ac.には道路、アドミ、排水処理場等のユーティリティも含んでおり、実際の工場用地は80区画、116Ac.で、土地利用率は約60%である(工場用地の全体に対する比率をここでは土地利用率としたが、この比率を60%としているのは、UNIDOの提言によるところが大きいようである)。

南部開発は政治的にも重要課題となっているようで、KGEPZの開所式は、インフラも整わない内に行なわれたという側面がある。GCECでは、先の2つのEPZが一杯で、拡張の余地も多くないところから、この開発を特に急いだとしている。現在の工事の進捗状況は、敷地内道路の造成工事が急ピッチで進められているところだが、進出が決まっているのは17社といわれており、現在3社が操業している。これらの内2社



Koggala Export Processing Zone

はアパレル、1社はプラスティック製品である。

周辺のインフラの整備はこれからである。道路は、現在のところ細く又南部の海岸が観光地であることから、季節によっては混雑する等条件的には恵まれていないが、コロンボから拡幅工事がなされつつあり、又新しい道路の計画がある。製品は輸出されるが、道路もしくは鉄道を利用してコロンボまで運ばれることになるので道路整備の早期実施が必要であろう。将来的には、至近にあるゴール港の拡張によってここからの輸出が可能となるとされているが、その完成はまだ先である。住宅については当面ゴールに依存することになろうが、GCECでは内陸部において住宅の開発を行なっている(この住宅開発は、進出してくる企業の本国からの派遣者や、マネジャークラスの住宅ではなさそうである)。鉄道については、敷地の海岸よりを走っており、新駅の計画もある。又、現在空軍の滑走路についても、民間との併用を考えているようで、これらが実施された場合には、インフラのネックは大きく解消するものと思われる。

排水処理については、システム的には他の2つのEPZと同じだが、開眼部がリゾートであることから敷地の東を流れる河川に放流せず、パイプで海への直接放流を計画している。

1-2 工業団地の計画性について

おそらくあるであろう資金的制約のなかで、GCECは良くやっているといえるだろう。 ただ、様々な要素から団地の適地を選択するということがなされていない。これは、適地 の選定の重要性を無視しているというよりも、始めに土地ありきできているとも思える。 又、民間所有の土地取得の困難さから、政府所有のまとまった土地を、これは主としてプ ランテーションのようだが、工業団地に変えるため、選択の範囲がせばまっているという 理由によるものと思われる。

これまで見たGCECの手になるEPZは、ほとんどが目前で計画し、造成してきているようである。マスタープランをGCECが行ない、これを受けて建設省傘下のエンジニアリング企業である State Engineering Corpolation がデザインを行なっている。又給排水についてはWater Supply & Dranage Board が行なっている。そこでのインフラの需要や、区画割についてはあまり考慮が払われていないというのが印象である。更に、今回のカウンターペートである工業省は、団地開発の経験がまったくない。従って、GCECの経験を生かしつつ、計画的に団地開発を行なうことが重要である。

2. プレFノS対象の候補地についての提言

事前調査までの交渉の過程で、プレド/S対象を複数とすることが確認されていたため、今回は「ス」側からは、コロンボを中心として50マイルの範囲で複数の候補地が提案された。当初の候補地数は、10か所以上にのぼったが、開発のプライオリティとしてコロンボの南部は省かれ、東部および北部が対象となった(十分な広さを確保できないという面も考裏されている)。その結果、下表に示した5つを1次候補とし、ここから3カ所をプレド/S対象の候補地とする。なお、3カ所を対象とすることについては合意済である。

2-1 候補地の概要

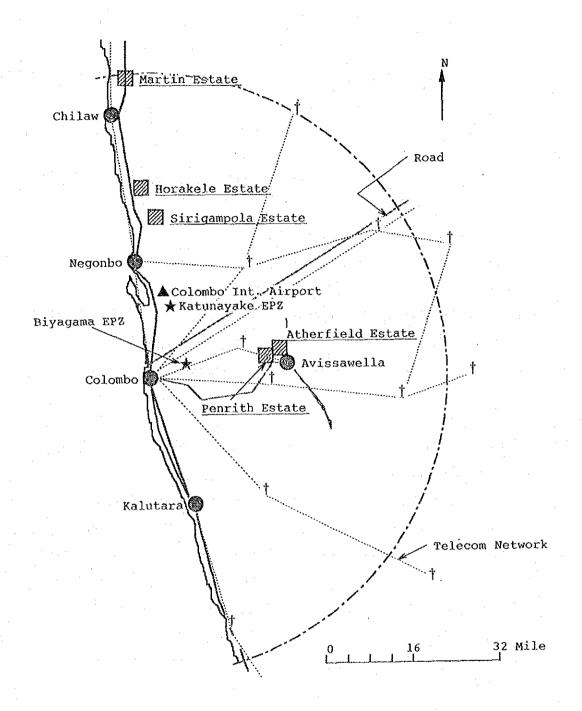
「ス」側から提案された候補地は、北部 3 カ所、東部 2 カ所であり、前者は、北から、Martin Estate、Horakele Estate、Sirigampola Estate、後者は、東から、Atherfield Estate、Penrith Estate である。これはいずれもプランテーションであり、Sirigampola を除いて政府の所有地となっている。今回の調査では、地形を判断するにたる図面がないことから、現地調査によってこれらをカヴァーしている。プレF / 8 で必要になると思わる地図(1 / 1 0,000 0 · 1 / 5,000)については、次回調査までに用意するよう要請してある。以下、5 カ所について概括する。

(1) Martin Estate の概要

コロンボの北、約80 km に位置する当該地は、Deduru 川の河口部に広がる、ココナッツのプランテーションである。総面積は約190 ha、コロンボからブッタラムへ通ずる幹線道路が敷地内を縦貫し、東側を鉄道が走っている。最寄りの都市はチラウであり、周辺の主たる産業は農業である。土地は、高低差がほとんどないフラットな地形となっており、平均の標高は16~18 Ft. (約5 m)である。インフラは一般に未整備であるが、電力については高圧線が至近を走っており、通信についてもチラウの地方局まで4 km 内外と近い。但し、通信容量については現在も不気味なことから、回線数を確保できるかは疑問である。

当該地には、コロンボに立地する皮革工場の移転用地としての計画がある。その計画では、14 工場が移転の対象とされており、敷地は $25\sim30$ ha が考えられている。この実施時期については不明だが、工業団地を造成する場合皮革工場団地と一体的に開発されることになろう。

用地の利用状況についてみると、先に述べた縦貫する道路の東側は、樹齢の高いココナッツの畑となっており、下草等もそのままで、整備状況はあまり良くない。西側では、ココナッツからチャコールを生産し、又野菜等を作る等、東側に比べ整備状況は良いようである。



(2) Horakele Estate の概要

コロンボの北、約64kmに位置する当該地は、プッタラムへの幹線道路から東へ1km ほどはいったところにあるココナッツ、畜産のプランテーションである。総面積は、約390 ha、良く整備された農用地であり、大規模なココナッツのナースリーとなっている。土地は数メートルのなだらかな起伏があるが、全体的には平坦である。工業用のインフラは未整備だが、高圧線への距離もそう遠くなく、通信についてはマダンペ地方局が利用可能である。ここでも通信についてはどの程度の回線が確保できるかが課題となろう。

ことでの他の課題は、用水の確保と排水先の確保であると考えられる。敷地の北側には、小さな湖があるが、地図場ではここから海までの水道がない。降水量が、年間2,000 mmを超えていることから、農業用水とのデマケができれば、水については問題はなかろうが、排水はカランバタン川か、ダッチキャナルとなろう。

なお、当地を見に行った時に、現場の責任者と思われる人が、当該地が工業団地の候補地になっていることを知らず、余り良く敷地内を見ることができなかったことを付記しておく。

(3) Sirigampola Estate の概要

当該地は、Horakele Estateから南へ約5 kmほどの位置にある。コロンボからは約59km、ネゴンボから約24kmで、ココナッツのブランテーションであるが、候補地の内唯一の民間所有地である。プッタラムの幹線道路から約2kmほど東となるが、既存の道路を利用すると約6kmで湖の道路にアクセスしている。土地は、数メートルの高低差があるが全体的に平坦で総面積は約400 haであり、西側がグッチキャナルに接し、鉄道が敷地内を縦貫している。この土地の調査をGCECがすでに行なっているようだが、その結果については工業省から入手していない。

用水については、地下水かマハ川からとるかする必要があるが、地下水についての調査も実施済と聞いている(結果については未入手)。電力は、北部グリッド(高圧線)が近傍を通るが、サブステーションとしてはネゴンボである。排水は、ダッチキャナルへの放流になろう。又通信はマラヴィラの地方交換局を利用することになろうが、これも容量的には不気味である(増設計はある)。

先に述べたように、当該地は民間の所有地であり、取得面が課題になりそうだが、所有者との交渉はすでに始まっており、価格面での折り合いがつけば所有者は工業団地にすることに同意している(工業省からのヒアリング)。

以上の3 候補地はブッタラマ県に属するが、後2者はガンパハ県に極めて近く、そとからの労働力を期待できる。

(4) Atherfield Estate の概要

当該地は、コロンボの東、約58kmに位置し、ゴムおよび茶のプランテーションである。総面積は約200ka、敷地内にはワーカーの住宅・製茶工場が立地している。土地は高低差が約60mと、これまで見てきた候補地に比較してヒリーである。最寄りの都市はアヴィサヴェーラであり、ラトッナプラ・ヌアラエリヤへの分岐点となっている。

インフラを見ると、必ずしも整備状況が良好とはいえないが、電力・水等についてはかなり競争力があること、又近傍に主たる産業がないことから労働力供給の面で優位性があるものと想定される。一方、排水については、クラニ川への放流になろうが、下流にインテイクがあることから、将来的には基準が厳しくなる等、環境面での配慮が必要となる。第1節で見たように、造成条件が厳しくなると、レンタブルが減少し、プロジェクトの採算性が損なわれることになる。当該用地は、先に述べたように標高差60m、1部地点には岩が露呈していること等、これまでに比べて造成条件が厳しくなるものと想定される。

排水の問題はあるものの、電力は66kv、33kv、132kvの高圧線が通り、又アヴィサヴェーラの変電所が至近なことから、これらの条件は恵まれている。こうした条件にあることと、「ス」政府としてコロンボの後背地の開発が大きな政治課題となっていることから、当該地の開発の「ス」側のプライオリティは高い。

いずれにせよ当該地の課題は、コロンボから遠く、造成上の課題があり、そして排水の問題をどう解決するかの3点にかかっている。

(5) Penrith Estateの概要

Ather field から 2 km程コロンボ側に戻ったところに位置する当該地は、主としてゴムのプランテーションからなり、Ather field に比べ、居住するワーカーが多いこと、高低差が 2 倍であることが挙げられる。 その他のインフラについてはほとんど同じ条件にある。 但し、総面積は約4 4 0 ha と 2 倍となっているが、地形的には急傾斜地が多いことから有効面積は極めて少なくなるものと想定される。

ゴムのプランテーションとしての整備状況はAther field と同様に優れており、幹線道路からのアクセスについてはこちらの方が優っている。但し、繰り返しになるが、全体的に山がちで、急傾斜地が多いことから、造成はかなり難しいものとなろう。

これらを考慮して、「ス」側でも当該地のプライオリティは、Atherfieldに比べ 低いように思われる。前回の「日」側の要請、複数の候補地の提示を求めたこと、に対する答であって、それ以上の何物でもないのではないかというところが率直な感想である。これは、北部で提案されたHorakele Estate の取扱いに近いとも思われた。

これらの候補地、東側2者は、コロンボ県に属する。当該県の人口は150万人と多いが、その74%強は都市部、すなわちコロンボ周辺に居住していることは明記される

表Ⅳ-4工業団地適地候補地の概要

<u></u>	1	l						
	逐	至	4	你Xartin Estate	Noraxele Botate	Sirigampola Estate	Atherfield Estate	Pent the Estate
nu ru	海海	拉在		by Puttalama District Chilev Oul 約3.2km 改成所所有	Puttalama District Chilawの時 約16km, Negombo O北,約29km。改明所有	Puttalamā District Chilev の肖 約21km, Negombo の北 約14km。民間野科	Colombo District Colombo O.X 約58km 試研新科	Colombo District Colombo OU 的S6km 欧阳舒纤
ا جريـ	19)		提 193.6 ha (424 scre.)	387 ha (956 acr.)	404 he (1000 acr.)	200 ha (500 kcz.)	440 ha (1100 acr.)
	£ 11	展	ا الله الله	ココナッツのブキンテーソッン 28 報質でも辺路の東 磁の保全状態差 26 報音でも辺路の東 磁の保全状態差	ココチッツ、右辺のプランテニション 及く発音された既用地、大坂吸なナーサリー あり。	ココナッツのブランテーション 数額状的は中語。	ゴム、茶のブランヤーション、駅本口35、ワー カーの体元、一部大田および第34世。 陸株光沢3月元。	ゴムのブランテーション。ワーカーの住宅あ り。 歴編の状況は良将。
	料	e	2 2	高低速のはとんどないフラットは勘影。 対 Poduru 川の河口断にあり、標準は 16-16だい。フラッドの可能性あり。	数=の気がもをなインショフ - ションほある かん、全体的には平均地。	数mのはだらがエアンジュレーションはある。 が、全体的には平坦地。	和原登表大 約50m。 一部の傾斜地(岩の頂畳あり)を含む水、他 はなだらがな丘松。	海原基础大 的120m。 全体に山がちて、独横斜地が多い。 岩の尾巣あり。
~ _= 1	E	F3	. ≺	ロ Puttalama Dist. の人口は59万人"	Puttaland Dist. の入口は56万人。	Puttalama Dist.の人口は50万人''	Colombo Dist.の人口は 約150.6万人"	colombo Dist. ΦλΠα έγιςο, 6 πλο
	題 1 1 1 2 1 4 4	1 0 7 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0		商	©hegonbo 29km ©colombo 64km	Ф Negombo , 24km Ф Содомbo 59km	۵۸vissavella کالغان کالغاندی	Odvissavelle 1.6km Occiombe 56km
	兹		·*	M Puttalam Lines, 投谷的外段 Bangadeniya(北), Chilaw(路)	Putralam Line。 設計的訊式 Nudaveva	Puttalam Line。 松本り紀 Willaravadiya	Colombo - Avissavella 紹。 放客り製に Avissavella	Colombo — Avissavella 駅。 就在可配は Avissavella
	均			的 Colombo – Purtalian級外數地內を概算	colombo — Puttalam Kが約 Jkm 資表適多	colombo – Puttalan 與が約2km 西を通る (既好遊粉鞋由で 6km)	Colombo - Avissavella 紀如衛山本語 通る	Colombo - Avissavella 以に対策
	: æ		,	ንK Doduru በሀ	地下水もしくはMabalii	他予水もしくにMada IIP	Kulani IIf'	}}} ; jue thy
	닭		Ţ.	上記のグリンドから分数・グリッドサブスチー・ションなし	dtallのグリッドから分岐・グリッドサブスティションは Nopombo	北部のグリッドから分数・グリッドサブステーションはNegomba	66kv,13kv,152kvの改圧的が近寄を通る・ グリッドサブステーションはAviseavella	66kv,13kv,121kvの改圧段が近倍を過る・ グリッドサブステーションはAvissauella
-4-)	豊	*	•	先 beduru III	Karambatan/!/Dutch Cannal	Dutch Connel	III TURTUX	Xulani III
良			69	(8°) chilav 地方公路商を利用	Madampe 加力公数码左利用	Marawila地方交換的を利用	Avissavelle 始初交換兩を利用	Avissavella地域交換局を利用
<u>k</u>	Ds.		**	・反本工程の分析時間医の計画用性 を一部的人でいる。 ・随着のにはコロンボから強い。 ・社会のインフタ来理解(外国企業 の契約にはス勢) ・追収やはおめ、国しフラッドが心 氏。	・発露研究を見会 (LDB) 所有で、数 相地として以く登録されている。 ・遊覧条件も扱いものと問題され も。 ・非次化に概点あり ・ 報力・過程についての関策数	四部条本、但し所存金は対型には 回距とのこと、価格間が数額 ・一部を上の部第はない。 一部下が回路はない。 一部下が回路はあるようだが未入 中、原連算はあっまうだが未入 中、原連算はおり、のの中がない。 ガンパンに解除しており、そち。 からの発現力も原作できる。 電力・適応について関数数	・ 帯征後 6 cm、 一部 2 cm。	・用地は互いが、地形が確しく、遊 原発性感い ・水やで打き引きの遊いはこの点だ けだが、これは欲定的。

1) District の人口は55万人だか、開設する Gampsha は150.6万人。2) district の人口の内744 数は節的数、解读する Regallaは73.9 万人。3) Maha IIIの始水余力の限強数 4) Mulani IIIはフロンボの水筒、下側(Aabstala)で約.6.9 万㎡ / 日を取水。5) 電力を移むに来ば。安定的か、責に大丈夫のの指数が以致。6) 通信の範に収集し不足数数、実は1面のチェック数。

べきである。又、これらに隣接する県はクガラ県であり、その人口は74万人である。 こう考えると、Martin Estate を除き、周辺人口から見る限り、北部2候補と東部2候 補の労働供給面からはほぼ同一条件にあると見るべきであろう。但し、この点について は、ここでは県単位の人口しか見ていないので、もう少し細かい単位での比較が必要と なろう。

以上の結果を表N-4にまとめた。

2-2 適地候補地の比較評価

プレド / 8 の対象候補地の絞り込みは、工業立地条件と開発・造成条件から評価する。但し、今回は事前調査であることから通常行なう適地調査よりも簡便な形で行なった。とりわけコンターのはいった詳細な地図が入手できなかったので、土工量の推定を行なうことができなかった。そのため、敷地内の高低差でこれを代替することとした。又利用可能な用水量についても、日量等については詳しいデータがなかったので、河川からの距離で代替した。人口についても、至近のセンサスが1981年と古く、この間は推定値となっているためだと想定されるが、県単位の人口しか得られなかった。労働力の供給にとっては、県単位を基本としつつ、隣接の県についても通勤可能であれば(20~30km)これを加えることとした。造成の難易度については、敷地内に岩があるかないかをメルクマークにしている。評価は、2つの条件ごとにアイテムを設定し、それぞれについて5段階で点数をつけ、単純集計およびアイテムのなかでも重要と思われる項目の集計をし、両社から3地点を絞り込むこととした。そのため点数に大きなばらつきはでなかった。各条件のアイテムは以下の通り。

工業立地条件

開発・造成条件

人口(労働力供給) 交通条件 空港への距離 道路への距離 鉄道駅への距離 都市施設への近接

部市施設へい

用水

電力

排水先への距離

面積 用地取得の容易さ 敷地内高低差 造成の難易度 排水の影響 進入道路

農用地の整備状况

表Wー5 適地候補地の比較評価

						,		r	r	1	Γ	Υ	1	
• .	沽	庖	. "	0		0	0							
应 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回 回		©	18	21	23	16	133							
异湖松岩			48	æ	44	42	41							
		模型着		ന		23	2	pri.	発達の状況			₩	4000	6K
	×	型人河路		ιņ	4	22	m	ro	部木の影響 (BK (km) 医霜の状況	~0.5	0.5~1	1~1.5	1.5~2	~2
<u>4</u> 1-	粒	长の宏勢	0	es	-	ო		-	当大の別者			÷	Ð	К
四路·遊政条件	與電	50繁心以	(O)	m	m	m	"	м	造牧の雑品			4000	原	図
242		短角網	0	Ŋ	ις	ıç,	21		E	~10	10~30	30~50	50~80	80~
	ဓ	经存储机	· · · · · · · · · · · · · · · · ·	ဗ	п	н	б	က	取得容易定			幹		困難
		温袋		1	2	m		ო	研定规度 (ha)			400∼	300~400	∞300
		群灰先		មា	1	Ŋ	ıo	4	河II への近 第(km)	~ 1	1~2	2~3	3~4	~7
		電力	• <u>@</u>	4	ţ	Ψ.	ம	4	南圧線への 路等(km)	~1	1~3	3~2	5~10	~01
1. 1. in		屈长		S	1	,	ເກ	4	道三人の地様(た中)	~2	2~2	5~10	10~15	15~
岩	¥	EE 混製	0	••	Ø	ю	-1	,-4	10万人以上 の部語への 距離(km)	~10	10~20	20~30	30~40	40~
日然只若然在		松 短	_	O)	2	2	2	2	印定	~]	1~2	2~3	3~4	4~
	公司外存	扫說		ιλ	4	n	4	£,	简定	7	1~2	2~3	3~4	4~
		學			2	8	p-1	-	羟凯 (km)	~10	10~20	20~30	30~40	40~
	≺ □	恭) (老傷力供	0	2	5	ß	w	3	District 8 上で解説人 距解 (km) ロ (万人)	200~	150~200	3 100~150	50~ 100	QŞ~
	-		Ì			e	نه		,,	ហ	4	m	2	٦
		家籍书识 描名		Martin Estate	Horakele Estate	Sirigampola Estate	Atherfield Estate	Penrith Estate	好面及田			茶		
			1		<u></u>		l	L	L					

各アイテムは基本的には 5 点がつくが、開発・造成条件の内、面積・取得容易さ・造成の難易度・排水の影響・農用地の整備状響については最高で 3 点とした。従って、工業立地条件の最高点は 4 0 点、開発・造成条件のそれは 2 5 点となる。又評価の参考に、工業団地造成に係わる重要項目として以上の 1 5 アイテム中 6 アイテムを選択し、この集計を行なった(表 N - 5 の の項目)。これは、単純集計の値が同一だった場合の判定に利用している。

以上の結果を表N-5に示す。

(1) Martin Estate の評価

当該地の単純集計結果が最も高得点となった。これは、交通条件の道路、用排水の立 地条件で高い評価を得たことと、面積を除く開発・造成条件で高得点を稼いだことによ る。一方、重要項目として抽出した6アイテムについては北部の3地点では最も低くな っており、とりわけ社会的インフラを示す指標が低くなっている。

選定に当たっては単純集計地を第1のメルクマールとしていることから、重要項目では点数が低いが、当該地をプレF/Sの候補地とすることが妥当と思われる。

(2) Horakele Estate の評価

当該地の単純集計結果が最も低くなった。その最大の理由は、工場立地条件での排水 先、開発・造成条件での用地取得の容易さ、排水の影響、農用地としての整備状況で点 数が低かったことによる。当地は、政府所有地であるから取得は他の同様の条件にある 候補地と同様と考えても良いかもしれないが、現地調査の時の様子からみて、十分な協 議が工業省と畜産委員会でなされているとは考えられなかったためである。現地調査後 の工業省とのミーティングでは、取得が困難ではないかという質問に回答がなかった。 一方、重要項目の集計では、2番目となっている。従って、取得の容易さが保証されれ ば当該地の候補地としてのポテンシャルは高いと見るべきである。しかし、今回当該地 はプレア/8の対象地からはずす事が妥当と思われる。

(3) Sirigampola Estateの評価

当該地の単純集計は2番目であった。まんべんなく得点しており、用水、用地取得の容易さを除けば低い評価はない。その用水についても、地下水で給水が可能であるかもしれず(先に述べたように、地下水調査はGCECで行なっているので、本格調査では入手可能であろう)、又現在行われている所有者との価格交渉如何ではここが最も高くなる可能性がある。因に重要項目の集計では最高点となっている。当該地をプレF/Sの候補地とすることが適当と思われる。

(4) Atherfield Estate の評価

当該地の単純集計は3番目であった。立地条件では空港、都市施設への近接性の評価 が低く、開発・造成条件では面積、排水に影響が低い評価となっている。排水への影響 は、放流河川の下流に取水口があることを考慮したためである。而積については境界がはっきりせず、この200 haよりも広くなる可能性がある(各候補地とも、1/5000の地図で敷地境界を明らかにするよう要請してある)。なお、当該地は「ス」側が協力に押しているもので、第1節で述べたBEPZ(高低差等が似ている)の資料がかなり詳細に入手できた理由でもある。当該地をプレF/Sの候補地とすることが適当と思われる。

(5) Penrith Estate の評価

当該地はAtherfield に近接しており、条件的には似ているが、決定的なのは高低差、 造成の難易度である。との差が決定的であり、ことでは候補地としない事が無難であろ う。

以上、点数制による評価を行なった。単純集計の点数の1点差にどれほどの優位性があるかについては議論のあるところであり、これら以外に工業化戦略、団地の地域配分、ここでは評価できなかった特性等加味することも必要であろう。又、実際の工業団地の開発(プレド/ Sも含めて)に当たっては、導入すべき業種によっても条件は変化し得る。例えば、高低差や造成の難易度についても、入居企業の規模が小さいものばかりであれば、BEPZで行なわれたようなマルチテラス方式を導入することによってある程度解決できるので、これらの項目の重要性は相対的には低くなるものと考えられよう。又、導入する企業の規模が大きく、外資系の場合には、大ロットを要求し、近傍には外国人が居住可能な都市施設を望むであろう。その場合には、都市への近接性と、造成の難易度、高低差が相対的に重要性を増すことになる。従って、工業導入の基本方針を明らかにし、その立地特性等を把握し、適地の選定・開発のコンセプトを作ることが必要となる。その意味で、ここでは、あくまでもプレド/ Sの対象の絞り込みのための評価であることを強調しておく。本格調査においてより詳細な評価がこれら3地点について行なわれるべきである。

プレF/Sの候補地として有望と思われる場所を改めてことに列挙して本節のまとめと する。

1. Martin Estate

Puttalama District

Sirigampola Estate

Puttalama District

3. Atherfield Estate

Colombo District

3. 本格調査における留意点

3-1 プランニング

第1節で述べたようにとれまでスリランカでは9カ所の団地造成の経験がある。そのうち3はEPZ、残りは中小企業向けの団地であった。そのため所掌する官庁が異なり、事業主体も異なっている。全体的に経験不足の感は免れないが、特に、今回のカウンターパートである工業省は、これまで団地の経験がまったくないことから、プランニングの初期段階からトランスファーしていく必要があるう。

工業団地の開発は、一般的には導入業種の選定があり、需要予測ー出荷額・従業員数・ 用地ーを行ない、次いで工場の平均規模、用水、電力、通信等を決めるという手続きが必 要だが、これまでのところこうした経験がないように思われる。とりわけ、導入期待業種 に関する考えがないこと、プランニングに必要な原単位のデータがないことから開発規模 の想定が不明確な形で行なわれている。この点に留意して調査を行なう必要がある。

1991年12月より環境についての基準が変更され、20 ha以上の工業団地の 開発には環境影響評価が義務づけられることとなった(要確認)。当然、本開発もこの制約を受けることとなる。「ス」側が押しているAtherfieldは、先に述べたようにインテークポイントの上流に位置することとなる。この点に十分配慮し、環境評価の基準・チェック項目等を早めに明らかにし、後に問題が起こらないようすることが重要である。この環境面については他の候補地も同様である。

本格調査においては、地域比較の考え方、需要予測・業種選定の重要性およびその手法、 運営・管理について十分理解を得るよう勤めることが必要である。

3-2 候補地について

Ather field についてはかなりデータが揃っている。 一方他の2 候補についてはあまり揃っていない。 Sirígampola については、先に述べたように GCEC が1 度調査を行なっているのでその結果を入手することが必要である。 但しGCE C側ではすでに工業省側にデータはいっているとのことであった。

「ス」側では、上記3候補地を調査対象とすることについてすでに了解している。
「ス」側の調査対象候補地に関するプライオリティは、Atherfield、Martin、そして、
Sirigampola の順になっており、もし調査候補を2地点とした場合にはSirigampola を
落とすとしている。しかし、調査としては3地点をソフトも含めて技術的に評価し、リコ
メンドすることが必要である。最終的に、どの地点を開発の候補とするかは「ス」側にイ
ニシアティブがあることはもちろんである。評価に当たっては、周辺のインフラ整備をど
こまで含めるかがポイントになろう。

3-3 「ス」政府への要請

「ス」政府に対し、本格調査の始まるまでに用意してほしいデータについて要請した。 それについて以下に列挙する。

(1) 地図の作製

対象地のコンター入りの地図が未入手のため、この作成を依頼。プレド/Sでは、1/10000、1/5000を要請。 又バウンダリーがはっきりしていないので、それをはっきりするように要請。 「ス」ではいまだマイル表示が行なわれており(基本的にはメートル法に移行しているが)、地図についてもマイル表示のものが多い。

(2) ボーリング

対象 3 地点について、最も高いところ・最も低いところについて、可能であるならばボーリング調査を行なうよう要請した。 Atherfield については、 高原地帯であり、地盤の問題はなさそうであるが、他の 2 地点については地盤等に関するデータがないので、これが必要と判断した。但し、本格調査までに実施されているかは不明。

(3) その他

今回は、何度も述べたように、候補地の絞り込みだったこと、調査期間が短かったことから、必ずしも全てのデータを収集できた訳ではない。そのため、開発に必要と思われるデータについて、本格調査までに準備するよう要請してきている。それらを列挙する。

- 1) 1985~90年成長率(市町村) 最寄り都市DID人口(1990)
- 2) 労働力供給 通勤距離30分・同60分の労働力人口
- 3) インフラ 用水供給(m³/日)電力(高圧線・変電所への距離)
- 4) 地質条件 N値・支持再盤の深さ・地質

通信については聞きもらしたので、調査が必要。

3-4 最後に

今回の事前調査においては、「ス」側の工業団地への期待が極めて大きいことが分かった。再三述べたように、プランニングのイロハが分かっているとは考えにくいので、プランニングプロセスを十分明示し、トランスファーしていくことが重要である。又、政府主導であることから、採算性について必ずしも十分な配慮がなされていないよう見受けられた(BEPZの例)。従って、事前に、プロジェクトで採算を取るのか、工業発展のために政府資金等をつぎ込んで、採算については重要視しないのかについては協議する必要がある。基本的には、プロジェクトで採算ベースに乗るよう計画することを主張すべきと考える。

V スリランカにおける輸出振興・投資促進

- 1. 輸・振興の組織、制度、機能の現状
- 1-1 貿易政策の変遷
 - 1948年の独立以来現在までのスリランカの貿易政策の足どりをたどってみると、以下のとおりである。
 - 1948年から50年代中葉まで:自由放任の時代

1948年の独立から1950年代の中葉までの貿易政策は、基本的に自由放任を基調とし、この期間では輸入、輸出、外国為替取引にほとんど制約が課せられなかった。この時期においては、輸出も輸入も奨励もされなければ制限も受けず、特筆すべきインセンティブもない点が特徴である。

50年代中葉から1965年まで:輸入代替による工業化戦略

この期間では、輸入代替が主導する工業化の達成に政策目標が置かれた。この目的 のため、輸入はクォータと高関税によって制限されるとともに輸入代替の工業化を目 的とする投資にインセンティブが与えられた。

1965年から70年まで:経済の部分的開放

この時期においては輸入の規制の一部を撤廃するとともに輸出を奨励するために、 部分的に経済活動の一部を開放する政策が採られた。この期間に採られた政策には、 BONUS VOUCHER SCHEME (BVS)およびFOREIGN EXCHANGE ENTITLEMENT CERTIFICATE(FEEC)がある。

BVSは、輸出企業に対して輸出額に応じ輸出額(FOB)の20%に相当する輸入クォータを与える制度。

FEECは、非伝統的産品の輸出に当り、40%から65%までの間に優遇為替レートを認める制度である。

原材料および設備機器の輸入はOpen General Licenses (OGL)のもと規制を受けなかったが、FEECより高い為替レートの適用を受けた。

1970年から77年まで:輸入代替戦略

この時期における政策は、再度輸入代替に転換し、FEEC制度は存続されたが、 OGL制度は撤廃された。タックスホリデーやタックスリベートなどのインセンティ ブが導入された。

1977年以降現在まで:輸出主導の工業化戦略

1977年以降における貿易政策は、開放経済への転換と輸出主導の工業化の達成 に焦点が置かれている。この期間における主要な政策は以下のとおりである。

- 物価統制の廃止

- 輸入数量規制の撤廃および関税の削減および簡素化
- 為替レートの統一
- ー 新規商業活動に対する国家投資の抑制および民間投資の奨励
- 外国投資の推進
- 輸出開発庁 EDBの設置

1-2 輸出開発庁と輸出開発大臣会議の概要

スリランカの輸出振興制度は、輸出振興の任務を担った輸出開発庁が行う諸事業とスリランカ政府の関供各機関が行う輸出振興のための諸施策から成る。前者には、「輸出開発計画」の策定や貿易政策の樹立に関与する提言などスリランカ政府の貿易政策に直接的に関連する事業お大蔵省、中央銀行と連携して実施する輸出業者を対象とする融資事業等もあれば、輸出促進のためのプロモーションや引合の斡旋、情報提供などの実務的諸活動も含まれ、バラエティに富んだ多様な事業が実施されている。

一方、スリランカ政府が実施する施策は関税の減免に関わる措置、税法上の優遇措置に加えて輸出金融と輸出保険の制度がある。また、これらの政府が実施する制度の施行に当たっても、輸出開発庁は直接または間接に何らかの関与をしている。

輸出開発庁(Export Development Board, EDB)は、貿易省(Ministry of Trade and Shipping)の所管領域において輸出振興の任務を担った政府機関として、輸出振興制度の策定と運用に当たるとともに輸出振興活動を実施している。

輸出振興のための政策の樹立に当たる最高決定機関は「輸出開発大臣会議」(Export Development Council of Ministers, EDCM)であり、EDBはEDCMの実施機関としての役割を担っている。

EDBは1979年、「スリランカ輸出振興法」第40号(Sri Lanka Export Development Act. No. 40 of 1979) に基づき設立された輸出振興制度の運用と諸活動の実施に当たる機関である。EDBの目的は以下のとおりである。

- 1. 輸出振興政策を策定し制度を運用することにより、スリランカにおける輸出環境の改善を図る。
- 2. 輸出商品および輸出に関連する専門的サービスの生産の拡充を促す。
- 3. 輸出業者および輸出向けの商品および専門的サービスの生産者に対する専門的支援活動を実施する。

EDCMは、大統領を議長に各関連省庁の大臣をメンバーに輸出振興に関連する政策の決定にあたるEDBの上部機関である。EDCMのメンバーは以下の9つの省の大臣である。これらの9州はいずれも輸出振興に関連する政策を実施している。

1. 貿易省

- 2. 工業科学技術省
- 3. 農業開発研究省
- 4. プランテーション産業省
- 5. 繊維産業省
- 6. 漁業省
- 7. 大蔵企画省
- 8. 外務省
- 9. 農村産業開発省

1-3 輸出開発庁の組織

EDBは会長と16人の役員(Board Members)を持つ。これらの役員は、EDCMに出席する各大臣が属する省の次官と輸出に関連する産業、通商、金融、その他の分野の出身の6人の学識経験者から構成される。これらの6人の学識経験者は貿易大臣から任命される。もう1人のBoard member は大コロンボ経済委員会(Greater Colombo Economic Commission, GCEC)の代表者である。

役員に6人の民間人を迎えていることにより、EDBの活動と決定に産業界の意見が反映される利点がある。

EDBには以下の7つの部があり、260人の職員を擁する。各部が実施している主な活動状況は後述のとおりである。[]は各部の職員数。

- 1. 政策企画部 (Policy & Planning Div.) [23]
- 2. 製品マネージメント部 (Product Management Div.) [38]
- 3. マーケティング部 (Marketing Div.) [23]
- 4. プロジェクト部 (Projects Div.)[31]
- 5. サービス部 (Services Div.)[23]
- 6. 経理部 (Pinance Div.) [35]
- 7. 人事管理部 (Human Resource Development Div.) [58]
- 8. 貿易情報サービス (Trade Information Service) [16]
- 9 役員秘書室 (Board Secretariat) [16]

1-4 EDBの事業実施

EDBの各部が実施している輸出振興のための事業の概略は以下のとおりである。

(1) 政策企画部

政策企画部では輸出振興に関わる政策の立案、役員会の運営に当たるほか「輸出開発 計画」(National Export Development Plan)の策定に係わる他省庁や産業界との調 整、同計画の各年次レビューを行っている。

政府が行う輸出振興制度として「関税還付金制度」「保税加工制度」の制度があるが、 これら制度の運用に係わる調整を政策企画部が行っている。

輸出に関連するあらゆる情報を収録したデータベースを作る構想が政策企画部によって進められている。輸出振興をテーマとした調査も政策企画部が実施している。

(2) 製品マネージメント部

特定の輸出商品の輸出促進活動の実施が製品マネージメント部の任務とされ、下記の 10の商品(分野)について輸出促進プログラムが実施されている。

- (1) 茶
- ([]) ゴム
- (間) ココナッツ
- (N) ガーメント
- (V) 水産物
- (W) 花、果物および野菜、オイルシード
- (間) 香料、エッセンシャル・オイル、コーヒーおよびココア
- (圏) 宝石、ジュエリーおよびダイヤモンド
- (以) 電気および軽エンジニアリング製品
- (X) 薬用ハーブおよびカシュー

これらの商品(分野)を対象に"Integrated Development Programmes"が実施されているほか"Export Production Village Programm (EPV)や"Quality Improvement" "Packaging Development"などの諸事業が製品マネージメント部によって実施されている。

また各製品セクターの開発に資するべく製造業者・輸出業者のAssociationを作っており、すでに各製品セクターでAssociationが設立されている。

(3) プロジェクト部

輸出を指向した投資案件の実施を促進させるために融資事業を行っている。プロジェクト部の所管している主な事業には、「輸出金融」(中長期基金)、"Export Development and Investment Support Scheme (EDISS)"、「輸出案件への出資事業」(Equity Participation in Export Oriented Projects)等の他、各種融資事業も行っている。

(4) マーケティング部

海外市場におけるプロモーションの実施、新規市場の発掘を主な事業内容とし、調査 も行う。

主な事業を列記すると、以下のとおり、

- (1) 引合の斡旋
- (2) 海外におけるサンプルの展示
- (3) 海外市場におけるプロモーション
- (4) 海外からのミッションの受入れ
- (5) 個別輸出業者の支援活動
- (6) 市場情報の提供
- (7) 輸出企業の大統領による表彰

特に最後の大統領・輸出企業表彰は1981年から実施されており、表彰企業には、 賞金10万ルピーとトロフィーが贈られる。日本がかって実施した輸出貢献企業に範を とったものかどうか。

(5) サービス部

サービス部が行う事業は、輸出企業に対して各企業が遭遇する個別の問題と各企業に 共通する一般的問題に対処するための支援を行うための諸事業である。

具体的プログラムとしては、"Exporters' Foram"、"Trade Facilitation"、

"Export Packaging"等があり、輸出業者のダイレクトリーを編・するために輸出企業を登録する事業、"Registration of Exporters"や貿易に関する研修の機会を輸出企業に提供するセミナーその他の研修事業を行っている。

(6) 経理部

EDBの経理すべてを所管するほか「輸出開発基金」(Export Development Fund)
の管理も行っている。

(7) 人事管理部

EDB職員の採用、研修を含む人事に関するすべての事項を所管している。

1-5 スリランカ政府による輸出振興施策

スリランカ政府が実施している輸出振興のための諸施策の概要は以下のとおりである。

(1) 関税還付金制度

輸出振興政策の一環として工業製品の輸出を支援するために、以下の3種類の関税還付金制度が制定されている。これらの措置はスリランカの輸出産品が世界市場での競争に耐え得る"世界価格"(World Prices)へのアクセスに貢献しており、最も重要な工業製品の輸出振興制度である。

(a) 関税還付金制度 (Import Duty Rebate Scheme)

この制度は、関税を支払った輸入原料を使用した製品を輸出した場合、製品が輸出された後に、当該の関税の払い戻しを行う制度である。この制度の歴史は古く、1964年から導入され、後に1964年、1969年、1980年において数次にわたる改

正が行われた。各改正では、煩雑な書類作成要件や還付率の設定に係わる問題、官庁のレッド・テープに関する問題について改善が図られている。また、1992年新予 算年度においても制度の改善が行われるもよう。

この制度はEDBを主務機関とし、「関税還付委員会」(Duty Rebate Committee) という関係省庁間の連絡調整の場をEDBに設けている。この委員会では各対象品目に適用される関税還付率を決定している。還付率決定について考慮されるのは、原料の輸入税エレメントと使用された包装資材である。

還付率が政府公報(Gazette)に掲示されると、各輸出業者は還付金の請求申請を 行うことができる。

(b) 保税加工制度(Manufacture-in-Bond)

この制度はEDBの要請により1982年から関税局(Department of Customs) によって実施されている。最終製品に使用されて100%再輸出に向けられる包装資材、広報宣伝用の資材を含む原材料を輸出業者が無税で輸入できる措置である。

この場合、輸出業者は当該の輸入品を税関によって承認された保税倉庫(bonded-store)に保管し、当該の輸入品は税関当局の管理下に置かれる。

この制度を利用する輸出業者は、EDBおよび商業省(Ministry of Trade)から 推奨証明(certificate of recommendation)を取得しなければならない。

(c) 輸入機械設備の関税免除 (Duty Concessions for Machinery Imports)

輸出品の製造に使用する設備機器の関税を免除する制度であり、1984年から実 施されている。

EDBが各案件について個別審査を行い、認可証(Duty Entitlement Certificate)を発給する。

また、この制度を利用できるのは生産の少なくとも50%以上を輸出する企業に限 られる。

(2) 税法上の優遇措置

(a) 所得税の減免措置

非伝統産品の輸出によってもたらされた利益に関わるタックス・ホリディは1967 / 68会計年度から実施されている。その後1976年、78年の制度の改正を経て、5年間のタックス・ホリディが適用されるのは、輸出志向の企業に限定されている。また、1985年からは、輸出によりFOB価額の75%かもしくはそれ以上の外貨を取得する企業については、5年間のタックス・ホリディに加えてさらに10年間のハーフ・タックス・ホリディを認める措置が導入された。また、クォータに基づきガーメントを輸出している企業の場合は、タックス・ホリディの適用対象は繊維産業省によって配分されたクォータを上回る輸出所得に限定される。

宝石を輸出するかまたは宝石かジュエリーを外貨で販売するかあるいは宝石をスリランカ宝石公社(State Gem Corporation) へ販売している企業が取得する利益を対象とする所得税減免の措置があるほか海外への出稼ぎにより個人が取得する外貨による所得についても、所得税が免除される。

(b) 売上税 (Turnover Tax)の免除

1982年から実施されているTurnover Tax Rebate Scheme により、輸出向け非 伝統産品の製造に使用される輸入原材料は、売上税(Turnover Tax)を免除される。 また、少なくとも生産の50%が輸出される企業の輸入設備機器およびInvestment Promotion Zones(IPZs)へ販売される製品に使用される輸入原材料も売上税が 免除される。

(c) IPZsに関わる特別措置

上述の(alb)の課税優遇措置(Tax Incentives)の適用対象は、IPZs外に立地する輸出企業のみに限定されるが、IPZs内に立地する企業については、雇用創出効果や外貨取得効果など各プロジェクトの特徴に応じてのタックス・ホリディが与えられる。

タックス・ホリディ期間中は、雇用する外国人社員の所得、ローヤリティー、非居 住者の株主に支払われる利益配当も課税対象とされない。

(3) 輸出金融

輸出業者を対象に投資資金あるいは運転資金を有利な条件で融資する輸出金融は、一 般的に発展途上国では共通して実施している輸出振興策の一環を成す。

スリランカにおいては、輸出金融は、①中央銀行の re-financing facilities
③ E D B と中央銀行が実施する中長期クレジット制度 (Medium and Long Term Credit Scheme) ② E D Bが Export Development Fundを活用して行う融資の3つがある。

(a) 中央銀行の短期 re-financing

中央銀行の船積前re-financingは、1977年に策定され、1978年から運用されている。この融資制度は、原料を調達、加工、製造し、包装して輸出する輸出業者の活動を支援することを目的としている。

また、この制度では輸出品を2つのカテゴリーに分類して運用されている。カテゴリー I は、茶、ゴム、ココナッツ、ガーメント、宝石、水産物および石油製品から成り、カテゴリー I は、 I 以外のすべての品目とされている。

この制度を利用するためには、輸出業者はLCかまたは確定受注書(Firm export order)を入手していることが要件とされている。また、商業銀行が中央銀行に対してこのクレジットの対象となる当該輸出業者の信用保証をしなければならない。カテゴリー」については60日間を越えない期間に渡ってクレジットが供与され、さらに

中央銀行の個別審査いかんによって90日間の延長が可能である。カテゴリー II の融 資期間は90日である。

(b) EDB/中央銀行による中長期融資制度

輸出指向案件の投資資金の融資がこの制度の目的であり、1981年から実施されている。この制度のもとでは、投資家が提供する申請案件の審査をEDBが行い、商業銀行、スリランカ開発銀行(National Development Bank)または開発基金公社(Development Finance Corporation)による総投資資額の70%を上限として中央銀行の中長期信用基金から当該案件に関わる貸付けが行われる。

この制度の貸付額は最大3,000万ルピー、貸付先においては貸付の最終年次において当該の案件による総生産の25%以上を輸出に向けることが利用上の要件とされる。融資期間は3年から15年、案件の内容いかんにより最高3年間の据え置き(grace period)が認められる。

(4) 輸出保険

スリランカにおける初の輸出保険制度は、1977年に中央銀行の開発融資部(Development Finance Department)が創設したパッキング・クレジット保証制度(Packing Credit Guarantee Scheme)である。1979年にスリランカ輸出信用保険公社(Sli Lank Export Credit Insurance Corporatrion, SLECIC)が法律15号(Act No.15 of 1978)に基づき設立された。

SLECICは外国バイヤーによる不払い(default)または決済の遅延によるリス クをカバーする輸出保険を輸出業者に供与し、以下のような種類の保証を与える。

- (j) 輸出業者が融資額を補てんするに足る資産を持たない場合、船積前および船積後の 融資の債務不履行に係わる銀行保証
- (ii) 輸出業者が契約どおりの商品を海外のバイヤーに提供する旨の保証の履行
- (iii) 輸出業者がサンプルを海外へ携行し売却した場合、海外で生じる関税を輸出業者が 支払う旨の保証

2. 投資促進の組織、制度、機能の現状

2-1 概況:工業化政策と外資の役割

1948年の独立以降1977年に至るまでのスリランカの工業化政策は輸入代替政策を基調とするものであり、国内産業保護政策と一体となって外資に対しては制限的な外資政策が運営された。

1956年に発表された輸入代替産業政策は、スリランカ政府が公式な形でわち出した初の工業政策である。この政策では、鉄鋼業、化学産業、セメント、肥料等の重化学工業からなる基幹産業は政府企業が所管する分野とし、植物油、皮革、セラミック、繊維等の

消費財産業は民間に委ねる分野に区分する方針が明らかにされた。また1956年の政策では外国資本が経営するプランテーション、運輸、保険会社、銀行等の国有化の方針が採択され、この方針に基づき石油会社は1960年代に、プランテーションは1970年代に国有化された。

1971年には、民族主義の世界的台頭にのって『国有化促進法』が制定され、中小企業業種までも巻き込んだ産業の国有化が推進された。この様な国有化政策は、民間の投資意欲に減退をきたしたばかりか、資本の海外逃避を招き、産業界の活力を失わせていった。

工業化政策に転換がもたらされたのは1977年バンダラナイケ政権が退場し、シャワルダナ政権(統一国民党)が登場してからである。ジャワルダナ政権は、開放的な市場経済体制下での経済開発を指向し、外資のスリランカへの進出に門戸を開くとともに企業の国際競争力の確保に努めた。1979年にはコロンボ郊外のカトナヤケにスリランカ初の『輸出加工区』が創設されている。

しかし、1977年以降の10年間では、アシアNIEsおよびASEANにおいては 目覚ましい工業化と経済の発展が実現した一方、スリランカにおいてはシンハリ人とタミル人との民族対立による政治的混乱に災いされ、十分な成果がでないまま1980年代末 を迎えるに至った。

1989年に誕生したプレマダーサ新政権は、1977年以来実施されている外資誘致 政策を一段と進め積極的に外資の進出を呼びかけている。また、プレマダーサ新政権は政 府企業の民営化を進める政策を採り、世銀、UNDP等から支援を受けて徐々に民営化を 推進している。

1989年以降の規制緩和、外資誘致策を目的とした一連の動向は以下のとおりである。

1989年12月 「スリランカの工業化戦略」(A Strategy for Industrialisation in Sri Lanka)(工業科学技術省)発表。外国投資の促進を工業化の重要な柱の一つとして重要視。

1989年末

GCECがFIACを合併。投資認可機関の一元化を図る。

1990年

『産業振興法』を制定。同法に基づき1991年初め「工業委員会」 (Industrialisation Commission)が発足。

1991年9月

『外国投資促進のための新ガイドライン』(SRI LANKA Foreign Investor's Guide; GCEC, Ministry of Industries, Science and Technology) を発表。同11月閣議了承を得て採択。 規制緩和、投資手順の簡素化により外国投資の促進を謳う。

2-2 基本的外資政策

1990年11月に公表された『投資政策ステートメント』(Investment Policy Statement of November 1990)で明らかにされたとおり、外資のスリランカへの進出は歓迎され、投資に関わる規制の緩和とともに投資手順の簡素化が図られている。

外資の誘致をよりいっそう進めるために、外資の認可、受入の投割を担った投資促進機関である『大コロンボ経済委員会』(Greater Colombo Economic Commission: GCEC)における機能強化が図られ外資企業の支援強化が予定されている。

外資に対し適用される法律『大コロンボ経済委員会法:第4号』(Greater Colombo Economic Commission Law No. 4 of 1978) である。1978年以降、同法は2回にわたる改正がなされている。

2-3 大コロンボ経済委員会の機構と役割

大コロンボ経済委員会(Greater Colombo Economic Commission:GCEC)は『大コロンボ経済委員会法:第4号』(Greater Colombo Economic Commission Law No. 4 of 1978)に基づき1978年に設立された外国投資の監督、促進の任を担った官庁である。GCECの管轄範囲は当初コロンボ周辺のみに限定されていたものが1980年における法律改正により、その監督権限はコロンボ周辺のみに止まらずコロンボ圏以外にも及ぶことになったほか、1990年には従来GCEC所管以外の外国投資を所管していたFIACを合併し、外国投資を所管する唯一の省庁となった。またGCECの名称はコロンボ圏のみを管轄する役所のような印象を与えるため、1992年中にはGCECの名称である。を表変更も取り沙太されており、BOI(Board of Investment)その他の名称が考慮される可能性がある。

GCECは、これまでにコロンボ郊外のカトナヤケとビヤガマの2か所に輸出加工区を造成し、外国企業多数の誘致に成功しているほか第3番目の輸出加工区を南部コガラにも建設している。特に、カトナヤケおよびビヤガマの輸出加工区は外資誘致にかなりの成功を収めている点は特筆に価いする。

GCECには5つの部門があり、外国からの投資の一括窓口としての機能を担い、各部では潜在的投資家に対する広報から既存進出企業に対する様々な便益の供与に至るまで広範な業務に従事している。輸出加工区においては、GCECが人材バンクと同様の役割を担い、各進出企業の求人の斡旋に一手に応じているほか、輸出加工区内における「労使協議会」を設け、労働組合にかわる機能をこの協議会が担っている。

本年11月始めには、スリランカへの投資促進を目的とする「投資フォーラム」が、GCEC/UNIDOの主催によりコロンボで開催され、19カ国から100社以上の潜在的投資家の参加が得られた。(国別に参加者が最も多かったシンガポールからは36社。

日本企業は11社が参加。)

2-4 外国投資の認可区分

1991年9月に発表され、11月閣議で承認された外国投資促進のための新政策を盛り込んだ『外国投資促進のための新ガイドライン』では、外国投資は、以下に示す規制分野を適用対象外として、これらの分野を除くあらゆる産業分野へ外資の投資が認可される。また認可手順に関しても、GCECへの届出により、外資の特殊比率を原則として100%まで自動承認することも新政策の一つのポイントとされている。外国投資家に対する政府の明確なプレゼンテーションが新ガイドラインで打ち出されたところから、今後の外資誘致にはずみが生じるものと期待されよう。

新ガイドラインにより外資の認可区分、認可基準をみると以下のとおりである。(従来、外国投資はGCEC企業 - 輸出加工区への入居企業および輸出加工区以外に立地する輸出企業 - FIAC企業 - GCEC企業以外 - に分類されていたが、今後は以下の方式により全ての外国投資がGCECの外資となる。)

A:外資規制分野

下記5分野への投資はスリランカ人のみに認可される。

- 1) 金貸業
- 2) 質屋業
- 3) 小規模小売業(資本金100万ドル以下)
- 4) 輸出業、観光業以外への人材派遣業
- 5) 沿岸漁業

B: GCECの認可対象外の分野

GCEC以外の省庁の所管に属し、外国投資に関わる審査と認可は当該の省庁に帰属 する投資案件。以下に該当する外国投資は各所管官庁の個別審査を経た後に認可が得ら れる。

- 一 コロンボ証券取引所における外資による上場会社1社の40%を越える証券の取得は大蔵省の承認を必要とする。
- ー GCEC以外の他の省庁の所管事項に属する投資案件
 - 1) 一般銀行業
- 2) 1)の一般銀行業以外の金融業
 - 3) 保険業
 - 4) コロンボ証券取引所における証券取引業
 - 5) 航空運送業
 - 6) 沿岸船舶回漕業

- 7) 『産業振興法』(1990年法律第46号付表2)に規定された以下の製造業
- 兵器、弾薬、爆発物、軍用機および軍事機材
- ー 有毒物、麻薬、アルコール、劇薬、毒性が強く危険な物質
- -- 紙幣、便貨または証券
- 8) エネルギー、電力発電および配電業
- 9) 大規模に機械化された宝石採掘業
- 10) 外国の会社の支店または駐在員事務所
- 11) 宝くじ
- C: 外資の出資比率が 4 0 %以内の場合自動承認とされる分野
 - 1) 国内市場のみを対象とした資本金200万米ドル以下の会社
 - 2) 国際間で取決めのある輸出クォータの対象製品の製造業
 - 3) 紅茶、ゴム、ココナッツ、ココア、米、砂糖、香辛料等の生産および一次加工業
 - 4) 鉱業および再生不可能な天然資源の一次加工業(セメント業を含む)
 - 5) 国産木材を使用する木材関連業
 - 6) 深海漁業以外の漁業
 - 7) 住居用ビルディングの建設業
 - 8) 水道事業
 - 9) 陸上輸送業
- 10) 電気通信
- 11) テレビ、放送、新聞等のマスコミ
- 12) 学校等の教育事業
- 13) 弁護士、会計士等の専門サービス業
- 14) 貨物輸送、乙仲業
- 15) 旅行代理店業
- 16) 船舶代理店業

外国投資に対する原則自由の分野から除外される以上の3グループの他に、個別審査の対象となる分野は以下のとおりである。(これらに該当する案件の場合、外資の出資比率は100%まで認められるほか、投資承認の申請書がGCECで受理されてから、6週間以内に認可が下りる。)

- (1) 従来どおりGCEC輸出加工区および加工区外に立地する企業で以下の条件を満たす 輸出振興産業
 - ① 資本金および運転資金が外国からの送金であること。
 - ② 投資資金および当初からの運転資金が25万ドル以上であること。
 - ③ (a)製品の90%以上を輸出する事業または

(b)工業化または観光のためのインフラの整備事業

- ④ スリランカの既存の会社の名称だけの変更や会社の資産の転換でないこと。 なお、GCECが認可する輸出加工区への入居基準は、GCEC規則第1号(GCEC Regulations No. 1 of 1978)に規定されており、その主なものは以下のとおりである。
- ー 輸出価額(FOB価額)の30%以上の外貨収入があること。
- ー 最低25万ドルの外貨獲得
- 一 労働集約的企業
- (2) 上記の C: (外資の出資比率が 4 0 %以内の場合自動承認とされる分野) に該当する 事業案件で外資の比率が 4 0 %を越える場合

外国投資認可の新方式では、外国投資の審査、認可は全てGCECの所管とされ、個別審査の対象企業と自動承認の対象企業に2分される。個別審査の対象企業は、エリア企業とライセンス企業に分類される。その定義は以下のとおりである。

・エリア企業 (Area Enterprises)

GCEC権限地域(Area of Authority) すなわちカトナヤケ、ビヤガマおよびコガラの輸出加工区内およびその周辺でGCECが指定する地域内に立地する企業で上記のC(1)に規定された3つの要件を満たしている企業

・ライセンス企業 (Licensed Enterprises)

上記のC(1)の要件を満たし、かつGCEC域外に立地する企業

自動承認の対象企業は以下のとおりクラスA企業とクラスB企業に分類される。

クラスA企業 (Class A Enterprises)

上記の認可基準Cに該当しない業種に属する企業

クラスB企業 (Class B Enterprises)

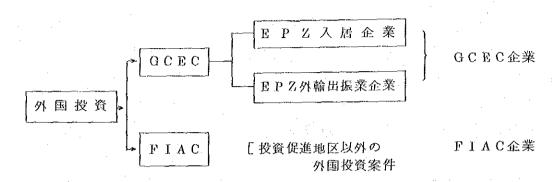
上記の認可基準 C に該当し、外資の出資比率 4 0 %以内の企業 (認可基準 C に指定さた業種に属し外資の出資比率が 4 0 %以上の投資は、自動承認の対象から適用除外)なお、以上の新旧の認可分を図示すると以下のとおりとなる。

外国投資区分の従来方式

(投資認可申請窓口)

(認可基準)

「投資促進地区案件 〕

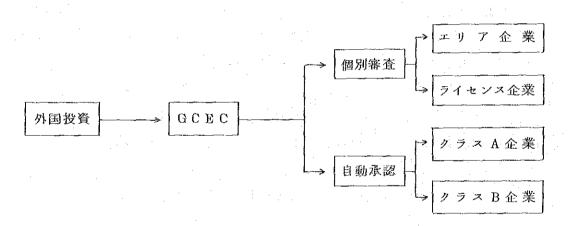


外国投資区分の新方式(1991年11月以降)

(投資認可申請窓口)

(認可方式)

(ステータス)



2-5投資優遇措置

外国からの投資に対する優遇措置は2つのカテゴリーに区分されている。エリア企業お よびライセンス企業に適用される措置は以下のとおりである。

法人税

無税(最長15年間)(タックス・ホリディ)

特例的な定率法人税

上記のタックス・ホリディ期間を超え、

更に15年間に限り売り上げの2-5%を課税

外国人株主に対する配当税

無稅(無期限)

スリランカ人株主に対する配当税

無税(タックス・ホリディ期間プラス1年間)

非居住者に対するロイヤリティの支払い - 無税(タックス・ホリディ期間以降は税

率15%以下)

外国人労働者に対する個人所得税 機械・設備・原材料等の輸入税 製品の輸出 輸出入管理法 外国為替管理法 外国為替管理法 外国為替管理法 外国為人の構式譲渡に伴う税 株式譲渡に伴う利益に対する税 その他 ー 無税(タックス・ホリディ期間)

一 無税(無期限)

- 無稅(無期限)

- 無期限に適用せず

- 無期限に適用せず

一 無期限

- 無稅(無期限)

- 無稅(無期限)

クラスA企業およびクラスB企業で輸出指向の企業に適用される措置は以下のとおりである。

法人税

無税(利益計上した年から5年間)(タックス・ホリディ)

配当金に対する税

年間の外貨である利益がFOB総額の

25%以上ある場合

― 無税(タックス・ホリディ期間)

- タックス・ホリディ期間後5年単位で 見直し。税率は通常の50%。

個人での株式購入資金を被課税所得から の控除

機械・設備・原材料等の輸入

中央銀行の規定に基づき外貨勘定開設

自社株式の40%以内を外国人に譲渡

株式の外国人間の取引に関する外為規制

外国人株主に対する配当金及び株式売買で

得た外貨の送金、更にロイヤリティ・技術

料等の送金

その他

一 無期限

- 無税(無期限)

- 無期限

無税(無期限)

- なし(無期限)

- 外為の規制除外(無期限)

3. 外国投資の現状

3-1 外国投資統計と投資の推移

スリランカには、従来外国投資の認可を行う2つの官庁があり、外国投資は2つの種類に区分されてきた。一つは輸出加工区(Export Processing Zones; EPZ)内への投資およびEPZ外で100%輸出向けの操業を行う投資を所管する大コロンボ経済委員会(GCEC)であり、他方はGCEC所管案件以外の投資を所管する外国投資諮問委員会(FIAC)である。

89年末に至って、GCECがFIACを統合し、外国投資受入れ窓口の一元化が実現した。しかし、外国投資に係わる統計(GCEC統計)は、1989年以降においてもGCECおよび旧FIACに区分されている。90年以降のGCEC統計における新規認可取得件数には、旧FIAC案件も含まれているものとみられるが、詳細は定かではない。また、1991年末においては『外国投資ニューガイドライン』が発表され、外国投資認可に関わる従来のGCEC案件と旧FIAC案件との区別がなくなり、外国投資の新たな区分としてエリア企業およびライセンス企業(従来のGCEC案件)に加えてクラスA企業およびクラスB企業の区分が導入されている。

新規区分導入後においては投資統計も新基準により整備が図られるものと思われる。

スリランカにおける70年代以降の外国投資の推移をGCEC投資認可実績についてみると、過去最高を記録したのは、認可件数では1978年の53件、認可額(外国投資予定額)では1980年の26億9,900万ルピーである。FIAC案件については、操業開始件数では1980年と1981年、それぞれ51件と50件をマークし過去最高である。FIAC案件の外国投資予定額は、54億3,700万ルピーを記録した1983年が過去最大である。これは統制経済から自由化政策への転換が行われた1977年直後において生じた外資の対スリランカ進出機運の高まりを反映するものである。

その後、1980年代を通じて民族抗争の勃発により招来された治安の悪化により、外資のスリランカへの投資は急激な縮小をよぎなくされ、外国投資認可件数は1980年代前半では、年間認可件数十数件を数えるにとどまり、投資認可額は83年、85年、86年では年1億ルピー台の低水準にとどまった。このような外国投資の低迷がようやく上向きに転じるのは、80年代に至ってからである。

3-2 最近の投資動向

民族抗争の局地化により治安の回復が得られた90年後半以降、外資の対スリランカ投資はようやく回復の兆しがみえはじめている。1990年のGCEC認可件数は29件、認可額16億1,700万ルピーが記録されたが、件数は78年の実績に対して50%強、金額は80年の実績に比べ約60%の規模にとどまっている。さらに91年に入り外国投

資はさらに回復に向かっているが、これは民族抗争が北・東部諸州に限定され、他地域では治安が回復されていることに加え、89年以降において実施されている規制緩和と投資促進のための一連の施策が海外投資家の好感を呼んだ結果であろう。さらに、90年ではスリランカ経済が成長率 6.2%を達成し輸出を主体に極めて好調に推移したことも海外投資の活発化をうながした一因を成している。

91年1~9月では、GCEC認可件数39件、投資認可額41億1,800万ルピー、 5 ち外国投資は総投資の85%に当たる34億9,100万ルピーを占め、前年同期に比べ 倍増に当たる大幅な伸びとなった。91年1~9月について、GCEC認可件数について EPZ別の内訳をみるとカトナヤケ5件、ビヤガマ8件、南部のコガラ4件、EPZ外22 件となっている。

また、91年1~8月に契約に至ったGCEC案件25件について、国別内訳をみると、最も契約件数の多い国は韓国で10件、次いで日本5件、香港3件、その他7件となっている。これに関して、主だった業種をみると宝石加工、PVC手袋、繊維製品、電子部門、錠、陶器、造花、楽器、ゴム靴、ゴム手袋、スポーツ用品などとなっており、労働集約型の軽工業の分野の輸出産業がスリランカへの投資案件の大部分を占めている。

3-3 日本企業の対スリランカ投資

日本の対スリランカ投資は、これまで毎年3~4件のペースで推移しており、日本の大蔵省届け出統計によれば、51~90年度の認可取得の累計で119件、9,800万ドルとなっている。スリランカは南アシア地域ではインドに次ぐ大口の投資先ではあるが、77年以降スリランカは経済自由化政策に転じ積極的な外資誘致政策を採っていることに加え、1985年の「プラザ合意」以降のわが国の対外投資の趨勢からすれば対スリランカ投資は必ずしも多いとは言えず、今後の投資拡大が望まれよう。

このように日本企業の対スリランカ投資がアセアン諸国等の他の国に比べ低調であるのは、わが国企業のなかにスリランカの治安情勢について懸念する向きが多く、一方においてはわが国企業の多くがスリランカの投資環境について不認識であり、かつスリランカの側からも投資誘致のための対日広報が不足していることなどを要因とするものであろう。

スリランカ側においては、最近になって外貨獲得、雇用促進を図る見地からも外資導入 を最大の課題として輸出加工区の創設、外資受入機関たるGCECの機能強化等の措置を 講じ、積極的に外資の導入に取り組む姿勢を見せている。

また、外資誘致の最大のターゲットは日本企業に置かれており、GCECにより先に日本語版「投資PRのための広報映画」が作成されているほか日本語版投資ガイドの作成も検討されている。

これまで日本企業の最大の進出先であったアセアンの各国、各地域においては、例えば

タイではバンコックおよびその周辺、マレーシアではペナン地区、インドネシアのジャカルタおよびその周辺などすでに日本企業多数が進出しており、インフラの不足に加え、技術者、中間管理職等の中堅層の絶対的な不足などの問題が露呈し、飽和状態といって過言でない状況を呈している折から、今後スリランカは日本企業にとってもアセアン以西の新たな投資先としてクローズアップされる可能性が強まっている。

日本の対スリランカ新規投資案件は、90年ではジュエリー、輸出向け衣類、自動車部品、91年(1~9月)では電子部品、ドア・ロック、電磁石製品、食品加工、ラン栽培等がある。また、既進出企業の製造業20社余りについてみると、優良な業績を収める進出企業が多く、スリランカの投資環境は一般的な日本企業の対スリランカ認識ほどには悪くはないとの見方も成り立つ。

3-4 累積投資と操業件数

果積投資は、1978年以降91年9月末現在で、GCEC加工区有効承認件数は308件、総投資額190億4,100万ルピーのうち外国投資額は142億5,500万ルピーと75%を占めた。

また、旧FIAC加工区外は、1976年以降同時期までに有効承認件数817件、総投資額336億274万ルピー、うち外国投資額は54%の180億6,945万ルピーを占めている。

スリランカにおける外資の累積認可件数を78年~90年9月について国別にみると、GCEC認可企業では最大の香港が47件、次いで韓国44件、旧匹独35件、日本29件、米国27件、英国26件、インド22件と続いている。旧FIAC認可件数(77年から90年10月までの累積)では英国が最大で114件、次いで香港97件、シンガポール89件、旧西独89件、日本75件、米国72件、インド44件となっている。

次に、認可取得済みの案件が実際に操業されているかどうか、過去12年に認可を取得した外国投資案件全体のうちの60%以上が未操業というデータがある。91年6月現在におけるGCEC認可案件累積件数357件のうち操業に入っている件数は全体の358%に当たる128件である。認可取得企業で投資は未実施のケースが非常に多く、今後この面での改善が切望されよう。

第1表:GCEC投資認可の推移^{*}

	件	数	外国投資 (100万		総投資 ⁻ (100万		各年末操業	輸出額 (FOB) (100万	各年末 雇用総数
	認可	契約	認可	契約	認可	契約	件数	ルピー)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
1978	53	3 0	938	208	1,351	377		_	261
1979	40	13	814	525	1,070	626	13	152	5,876
1980	44	25	2,699	943	3,264	1,266	28	529	10,538
1981	18	9	981	312	1,663	493	45	1,103	19,727
1982	16	12	1,171	1,976	1,600	2,296	51	1,653	24,926
1983	13	10	190	948	284	1,312	67	2,419	28,705
1984	15	13	436	379	678	597	80	3,538	32,725
1985	13	7	167	135	286	200	81	3,802	35,786
1986	10	7	137	91	186	142	95	5,221	45,047
1987	3 1	12	642	359	857	463	99	7,534	50,743
1988	31	26	1,120	974	1,727	1,478	103	9,546	54,626
1989	24	14	1,609	1,460	1,991	1,753	120	11,779	61,429
1990	29	16	1,617	882	2,072	1,080	127	17,526	71,358
**総計	374	219	15,993	10,349	20,439	13,342	129	n.a.	80,249

注:* サービス業への投資を含む

** 1978年度以降91年8月までの累計

出所: GCEC

第2表:GCEC投資認可件数

	1988	1989	1990	1978-1990
)認可件数	31	23	.30	337
カトナヤケEPZ	6	9	11	192
EY BYERZ	12	9	6	57
輸出加工区外	13	. 5	13	88
		***************	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	******************
*国内投資	607	382	445	4, 491
カトナヤケEPZ(100万ルピー)	95	144	233	1, 926
ビヤガマEPN	417	66	169	901
輸出加工区外	95	172	43	1, 664
*外国投資	1, 106	1, 608	1, 630	12, 483
カトナヤケEPZ(100万ルピー)	216	. 398	644	4, 395
ヒャガマEPZ	778	215	488	1, 961
輸出加工区外	112	995	498	6, 127
* Harrison - Toping		1 000	p 0#F	16 0014
*投資認可総額	1, 713	1, 990	2, 075	16, 974
カトナヤケEP2	311	542	877	6, 321
ピヤガマEPZ	1, 195	281	657	2, 862
輸出加工区外	207	1, 167	541	7, 791
)認可取消件数				74
) 契約件数	26	14	16	194
カトナヤケEPΖ	6	.5	6	115
ビヤガマEPZ	13	6	4	35
輸出加工区外	7	3	- 6	44.
*国内投資	504	294	193	2,892
カトナヤケEPZ(100万ルピー)	61	93	2	1, 111
ビヤガマEPZ	415	37	168	768
輸出加工区外	28	164	23	1, 013
*外国投資	911	1, 313	867	8, 967
カトナヤケEPZ(100万ルピー)	98	279	298	
ETT TO ETT TO TOO TO TOO TO TO TO TO ETT ETT	784	85	425	2, 677 1, 552
輸出加工区外	29	949	144	4, 738
4級 174 公出ーデドーへ と				9, 700
*契約総額(100万ルピー)	1, 415	1, 607	1, 060	11, 859
カトナヤケEPZ	159	372	300	3, 788
ビヤガマEPZ	1, 199	122	593	2, 320
輸出加工区外	57	1, 113	167	5, 751
)契約取消件数	5	2	14	47

出所:GCEC

第3表:輸出加工区外(旧FIAC)投資認可の推移

		E.C.	可件	数		投資予定	額(100万ル	ピー)
	操作中	建設中	交渉中	認可取消	合 計	外国投資	国内投資	合 計
1977	8	0	0	2	10	12. 26	52. 47	64. 73
1978	11	0	0	3	14	38. 12	32. 17	70. 29
1979	44	2	3	16	65	809. 16	659. 64	1, 468. 80
1980	51	0	1	24	76	2, 799. 80	1, 031. 16	3, 830. 96
1981	50	2	1	28	81	3, 456. 68	1, 958. 71	5, 415. 39
1982	29	2	3	39	73	1, 001. 76	853. 44	1, 855, 20
1983	36	3	5	53	97	5, 437. 23	2, 236, 51	7, 673. 74
1984	22	2	5	29	58	564. 57	908. 04	1, 472. 61
1985	22	3	6	23	54	317.86	427. 79	745, 65
1986	33	5	29	13	80	358, 37	728. 21	1, 086. 58
1987	28	13	22	14	77	398, 96	933. 18	1, 332. 14
1988	9	-19	. 39	5	72	512.70	1, 344. 90	1, 857. 60
1989	0	- 19	31	0	50	480. 78	674. 34	1, 155. 12
1990	0	44	0	0	44	789. 40	2, 126. 99	2, 916. 39

出所: FIAC

第 4 表:輸出加工区(GCEC)企業の業種別投資(推定)1990年末現在 単位:100万ルピー

菜 種	件 数	外国投資	総投資	雇用数
1. 食品、飲物およびたばこ	4	22	50	735
2. 衣料品および皮革	65	2, 287	2, 935	45, 131
3. 木材および木材製品	. 2	3	6	379
4. 紙および紙製品	1	25	29	56
5. ゴム製品	24	1, 340	1, 804	6, 507
6. 非鉄鉱物	25	884	1, 187	8, 039
7. 金属加工および輸送機器	12	406	486	2, 797
8. その他の工業製品	53	1, 647	2, 536	23, 964
9. サービス業	8	2, 363	2, 840	4, 184
合 計	194	8, 977	11, 873	91, 792

出所: GCEC

4. 市場調査の対象国・品目についての意見

「金属加工以外の業種」の市場調査および投資促進政策を含む第3国調査に関する意見は、 別紙(一『金属加工以外の業種』『投資促進』『輸出振興制度』の調査に関する意見言一) のとおりのメモにとりまとめた。

なお別紙メモの骨子は以下のとおり。

- 1. 『金属加工以外の業種』の調査対象品目は、第1段階(文献、統計による調査)では以下の6品目が有望と思われる。
 - A. 宝 石
 - B. 衣料品
 - C. 食品加工
 - D. ゴム製品
 - E. ココナッツ製品
 - F. セラミック製品
- 2 第2段階(スリランカにおけるフィールドサーベイ)では、上記6品目のなかから対象 品目を3品目程度選定する。
- 3. 第3国調査は上記2の3品目について、各品目につきそれぞれ日本以外の輸出有望市場 2カ国程度について市場調査を行うことは可能
- 4. 『投資促進』については、日本国内において第3国(韓国、台湾)に関する文献調査を 行うことが有効と思われる。
- 5. 本格調査実施のための留意点
 - 5-1 輸出振興制度
 - (1) スリランカの貿易促進機関たるEDBの事業実施は多酸に渡り、その活動領域には貿易促進の関連活動のみならず、大蔵省、中央銀行等の政府機関が実施する輸出企業を対象とする関税の被免措置、所得税の減免措置等の諸政策の実施にも関与しており、EDBは輸出振興の領域全般に渡る活動を展開している。
 - EDBの多彩な事業活動のなかには、スリランカの輸出商品の対外広報PIに関する事業、輸出業者の活動支援のための事業が含まれ、EDBの事業プログラムには多種多様な内容の事業が網羅されている。これら事業内容のうち注目されるものを列挙すれば、「輸出商品の展示会、商談会」「輸出パッケーシングの改善事業」「輸出向け衣料品の技術指導事業」「輸出に貢献した企業を表彰する制度」等の事業があり、これらの事業はいずれもスリランカの輸出振興に少なからず貢献しているものと期待される。
 - (2) E D B が毎年発行するアニュアル・レポート (ED B Annual Review of Export Performance in Sri Lanka)からみる限り、EDBの事業プログラムは非常に充実し

たものが策定されていることに疑いはない。しかし、実際のEDBの事業活動はプログラムどおりのものがどの程度実施され、どの程度の成果が達成されているかに注目する必要があろう。この点に関しては、本格調査においてはスリランカ輸出業者がEDBの事業実施をどの様に評価しているかを探ることも一つのポイントとなろう。

事業実施プログラムが策定されていても十分に成果が得られていない事業分野の一例として、例えば海外におけるプロモーション活動の実施があろう。海外におけるスリランカの輸出商品の展示会、商談会の開催は、EDBが実施する主要なプロモーション活動の一環をなすものであるがその活動が十分なものかどうかは定かではない。日本側技術指導専門家(シェトロ派遣)等によれば、スリランカ側が対日輸出にも最も成功しているとみなす衣料品についても「技術指導もまだまだ不十分で日本における展示会や商談会の開催も不十分」との見解が聞かれ、スリランカ側との認識のギャップがある。この様な実績不十分な事業分野への対応策を探ることにより有益な提言のきっかけが得られるものと期待される。

- (3) 輸出振興政策の一環をなす関税の減免措置、税法上の優遇措置を含む一連の輸出振興制度についても、EDBにおける事業実施と同様に、本格調査において制度として制定されているものが実際にどのようにどの程度(事業実績)運用されているかに着目する必要があろう。この点についても、これら制度の受益者たるべきスリランカの輸出業者がこれらの制度の現実の運用をどのように評価し、どのような要望を抱いているかを探ることが肝要になるものとみられる。制定されている制度と運用の間にともすれば生じがちな・離がないかどうかは、制度が実際にどの程度有用かを半別するための一つの目間ともいえよう。
- (4) EDBの事業実施に関連して注目すべきことの一つに、EDBの多くの事業実施が国際機関あるいは先進各国の支援を得て実施されていることである。

そのような協力の事例は、例えばジェトロの協力として実施された「日本市場への宝石の市場開拓をテーマとするセミナー」「衣料品の輸出メーカーを対象とする個別技術指導」、ノルウェーの輸入促進機関Norwegian Import Promotion Office for Products from Developing Countries (NORIMPOD)の協力によって実施された手総織物の買付調査団の受入れ、ITC (International Trade Center,ジュネーブ)の協力事業として実施された野菜・果物の収獲後のコンサルティング事業、スリランカの主たる輸出市場、中近東(サウジ・アラビア、クウェートおよびオーマン)へのミッション派遣事業等多数がある。

このような関係国際機関または先進国の協力によって実施されている事業のなかで成果の達成が注目される事業実施例として、以下に示す2つの事例があり、その成果については本格調査においても十分に着目する必要があるものとみられる。

一つは、「輸出情報データベース」である。スリランカの輸出業者に関する情報や品目別輸出市場に関する情報等を収録した「輸出情報データベース」が、ITCの支援を受けてすでに創設されている。

もう一つは、「スリランカにおける日本商社、韓国商社をモデルとする貿易商社設立 構想の可能性」をテーマにした調査である。これは世銀ファンドを活用して、韓国コン サルタントに依頼してEDBと世界貿易センター(コロンボ)により実施されている。

(5) スリランカの対日輸出は1億3,400万ドル(1990年)。90年のわが国の輸入 総額2,347億9,863万ドルからみれば微々たる部分を占めるにすぎない。しかも、 スリランカの対日輸出は宝石、紅茶、えび、衣料品の4品目に集中しており、スリラン カの対日輸出は金額が小さく品目構成が特定品目に偏っている点に特色がある。スリラ ンカ側が本格調査に最も期待するものはこのような対日輸出の是正に資するような提言 であろう。

5-2 投資促進

(1) スリランカにおける工業化と外国資本の誘致は、過去10年間では、民族抗争に災いされて外資の誘致がはかばかしく進展した訳ではない。しかし、1989年の「工業化戦略」の策定以後では、投資環境の整備にも着々と乗り出し、これまでに造成されている3つの輸出加工区に続く外資の入居に相応しい工業団地の造成を工業省自らが手掛ける機運にある。

これまでスリランカに進出した外資の進出件数は、香港、韓国が日本を上回り、日本 は第3位の投資国である。しかしスリランカが新たに外資誘致政策を展開するに当たり 誘致ターゲットに置いているのは、日本企業であろう。

(2) スリランカの投資環境は、例えばGCECが創設した輸出加工区のみに関してみれば、特定地点内でのインフラは比較的整備されている。また、スリランカの外資規制の上では100%外資の進出も認められているほか、外資に与えられるインセンティブは、ASEAN諸国に比べても決して遜色がないともいわれる。また、「穏やかな性格で手先が器用で目が良く、根気もよい」良質な労働者が低廉かつ豊富に得られるところから、労務環境の観点からみれば投資環境はそれほど悪くはないとの観察も成立つ。

にもかかわらず、これまで日本企業の対スリランカ進出は歩々しくは進展せず、スリランカにおける投資認可を取得した日本企業の認可取得件数は100件を上回っていても実際にスリランカにおいて操業を行っている日本企業(製造業)の件数は20件余りにすぎない。わが国の現在の対外投資の趨勢からすれば、対スリランカ投資はまだ非常に少ないとしか言えない。

(3) 投資促進策については、スリランカ側では工業団地(輸出加工区)を建設し、十分な

インセンティヴを提供することを前提に、日本企業の誘致に本格的に取り組む姿勢を見せている。スリランカ側が特に日本企業に期待するものは、外貨獲得、雇用の増進に加えて、韓国企業、台灣企業よりも日本企業の技術移転が優れていることに誘因を見出した結果であろう。

日本側においては、労働力確保に悩む多数の中小企業が主にASEANへの対外投資に活路を見出している現状があるが、このような企業進出動向はASEANのみにとどまらず、近年ではバングラデシュ(チタゴン輸出加工区)へ10件以上の投資がなされていることからも伺えるように、投資先が順次西斬する可能性もあろう。

(4) スリランカにおける日本企業の進出を妨げる要因に、民族抗争と治安の確保の問題に加えて「日本側におけるスリランカに対する不認識」あるいは「スリランカ側の対日プロモーションの不足」にも問題があろう。スリランカ側では「開発調査」を通じてこのようなボトルネックに端緒を開くことを期待しており、本格調査においては日本企業の誘致に資する諸施策を講じるために有益な提言が求められているものといえよう。

VI. スリランカにおける金属加工業

1. スリランカ政府の金属加工業育成に関する政策、制度及び組織

金属加工業担当部門である観光地方工業開発省工業開発庁(MINISTRY OF RURAL INDUSTRIAL DEVELOPMENT BOARD)を訪問し、チーフ・エンジニア Priyath Cunawadena 氏及び計画部長の Yasapala Ratna-yaka 氏に面談し、標記事項に関する質問に対して下記の回答を得た。

1-1 IDBの管轄

スリランカの全企業数の40~50%を占める中小企業を中心に管轄している。

1-2 中小企業及び大企業の典型

中小企業の典型的なものは農業関係機械の修理、製造で、大企業は天井扇風機、水ボンプ、ハードウェア(ドア、窓のフィッティング等の家具用金物類)等の製造である。

1-3 金属加工業育成に関する政策、制度及び組織

金属加工業のみに関する政策はない。全体の政策、制度及び組織については追ってIDB の計画部から提供される。

1-4 製造業全体の実情

機械類の修理及び保守は優れているが、製造となると遅れている。いわゆる heavy industry は小数の企業が存在するのみである。

1-5 鋳造業

40~50工場は調査ずみで、その結果は追って1-8クエスチョネア回答資料において述べる。

1-6 教育・訓練機関

工業関係の教育・訓練機関は数個所ある。詳細は1-8クエスチョネア回答資料において述べる。

1-7 金型製作の実情

金型製作はかなり遅れている。

1-8 クエスチョネア回答資料

IBD (Industrial Development Board) によるクエスチョネアの回答による金属加 工業の資料は下記の通り。

(1) 工場数

業	種	従業員10人以下	11~30人	31人以上	승 計
鋳	造	150	2 0	3 5	205
1	,キ	3 6	4	0	4 0
鋳板プレ	造金ス				

注:この数字は1987年のもので、limited sample surveyに基づくもので ある。

(2) 主な鋳造品、生産量、生産額

主要製品:製茶、ココナッツ、ゴム等の加工用農業機械部品 セメント、タイル窯業機械部品

かんがい用その他のウォーターポンプ

真ちゅうドア・サッシ等家庭用品

生 産 量:鋳鉄品

12,000 (t/年)

真ちゅう等銅合金鋳物

アルミニウム合金鋳物 20

生産額:合計 18,000,000 (ルピー/年)

注) この金額は少なすぎる。 180,000,000 の可能性が高い

*その他の業種についてはデータなし。

(3) 鋳造用原材料入手状况

	原材料名	輸入(%)	国内(%)
	けい砂	0	100
	コークス	1 0 0	0
`.	姚 鉄	1,00	0
	スチールスクラップ	4 0	6.0
	(鋳鉄スクラップ)	0	100
	板金川鋼材	6 0	4 0

(4) 模型及び金型

模型専門工場はない。大手の工場では自社内に模型製作部門を所有、板金用金型は大型(スチールプレート、プラスチック、ゴム成形用)の金型を除き、調達可能、5~10の金型工場が供給している。

(5) 金属加工業への人材育成・訓練機関

1 D Bの中に適正技術開発センターを所有し、企業からの熟練工養成研修を行っている。 その他に 5 ケ所の主要熟練工養成機関、および主要町村に 1 5 の工業学校がある。

專門訓練機関名

イ. セイロン、ドイツ技術訓練所 (ラトマラナにあり運輸省の所管)

口. 職業訓練所

(カトナヤケとモラトッワにあり National Appre-

nticeship Institute and Training Authorityの所管)

ハ. 職業、技能開発センター

(コロンボにあり 労働省の所管)

二. 職·班長訓練所

(コロンボにあり 労働省の所管)

(6) 金属加工業に関する研究開発機関

イ. モラトゥワ大学

ロ. ペラデニア大学

1DB(技術科)

ニ、セイロン科学工業研究所

ホ、マハイルパラマ農業機械化センター

へ、サーボダヤ(技術部)

国立機関

民間機関

参考

日本の素形材関係統計資料

平成2年度

菜	種	生涯量(t/年)	生産額(百万円/年)	
• 1	銃鉄鋳物合計	6, 445, 086	1, 268, 189	
	鋳鋼品	484,874	208. 464	
6± 7£ 0	軽合金鋳物	395, 484	111,858	
鋳造品	鋼合金鋳物	110,628	312, 261	
.[ダイカスト	752, 065	519, 689	
ı	精密鋳造品	10, 645	46, 895	
	小 計	8, 198, 782	2, 467, 356	
鍛造品		3, 050, 659	786, 458	
金属加工	ブレス		1, 286, 539	
粉未治金銅	製品	182, 511	265, 723	
合 計		11, 431, 952	4, 806, 076	

1-9 スリランカ金属加工業の現状

スリランカにおける金属加工の実態を示す資料は誠に乏しく、整備された統計資料が入手できない状況で現状を述べることは難しいが、IDBの『CORPORATE PLAN 1991-1995』中にある表1.6の中で、全製造業の出荷額が1977年7.066 (百万ルピー)、1988年61,805(百万ルピー)に対し、基礎金属製品が1977年132(百万ルピー)1.9%、1988年555(同)0.90%、金属加工品、機械及び機器が1977年571(同)8.2%、1988年3,182(同)5.15%と両者合わせても6.05%(1988年)と至って比重が小さい。鋳造品の生産トン数が12,0601/年は、参考に示した日本の生産量の約700分の1に過ぎないわけで、現状は極めて零組な段階にあるといえる。

なお、金属加工業育成のための金属加工センター設立に対する援助要請の動きはあったが、工業大臣のニーズに対する調査が不十分であり、維持管理の費用が大きいとの意見からこの要請は徹回されたことを付記する。

2. 工場等視察結果

1-1 金属加工工場

(1) Samuel. Sons & Co. LTD ーコロンボー

者 Mr· Major Douglas L·Wyesinha SLE (Managing Director)

Mr · P. W. Gnanaselvam

(Deputy Managing Director)

Mr · M. Jananayagam

(Manager Mechanical Engineering

Department)

土木事業部、機械事業部、電気事業部、プラント販売・サービス事業部を有する大手会社である。今回視察したのは機械事業部に所属する工場で、木型製作、鋳造、溶接、製缶、機械加工を行っており、主要製品として小型コンクリートミキサー、農業用機械、金属加工機械等の産業機械及び部品、かんがい用等のウォータポンプ、小型台秤りの製作修理を行っている。工場全体としては常勤125名、パート100名、鋳造工場には、70名が所属し、200t/月の生産能力があるが、現在、受注減により60t/月の生産量とのことである。

鋳物砂は天然の山砂をミルで混練し、土間による手込め造型が行われている。溶解はキュポラを使用しており、1.2 t、1.0 t 各 1 基を所有している。たまたま視察時 1.2 t 炉の出湯中であった。

配合は、スチールスクラップ 5%、故銑 9 5%、コークス比 1 0% である。コークス 比 1 0% はあまり低い値であり、そのため、出湯温度は低くおおよそ 1,3 8 0 C程度と 見受けられる。

工場長との面談によれば、鋳造については国内に訓練機関がないため作業員は on the job training を行い、技術者は必要に応じインドに派遣して勉強させているとのことである。自社用の他にタイル会社、セメント会社、縫製会社、市水道局等にねずみ鋳鉄品の販売を行っており、価格は製品により異なるが、25~40ルピー/kg(1ルピーは3.2円)とのことである。

なお、原材料の入手については、コークスはオーストラリアからの輸入で、19,500 ルピー/ t、故銃、グラファイト、シリコンカーバイト、カオリンは国内産であり、故 銃の価格は 9,500 ルピー / t とのことである。

将来、当工場ではダクタイル鋳鉄製マンホールを製造して輸出も行いたいとの希望があり、その可能性について質問を受けたが、現有設備、製造方法では無理であり、最低限の設備、管理方法等につき説明を行った。

溶接についてはガス、アーク溶接により台秤りフレームの溶接等を行っている。機械加工は、旋盤8台、シェーパ3台、フライス盤2台等により、自社製品の機械加工を行っており、切削工具は工具鋼を使用、加工寸法のチェックはキャリパー、ノギスで行っている。

その他に経営面での問題点として、需要予測不能、 納期遵守の欠除、製造計画及び管理システムの不足、品質管理、高賃金、労務管理の不備を問題とし、最も重要なものとしては、マネシメントと労務問題をあげている。さらに、政府に望む施策としてマーケッティングの保護をあげている。

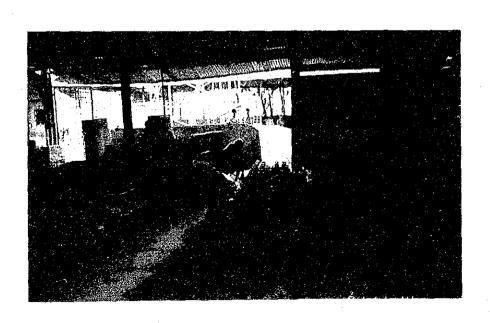


写真 1 鋳物工場における注湯状況

(2) Daniel Engineering Co ーコロンボー

面会者 Mr. Piliyambala

(Director)

IBM職員に案内してもらった小工場で、機械加工のみを行っており、旋盤、フライス盤、シェーパー等全部で7台が稼動している。常動は4名、パート10名の従業員により、窯業機械部品、瓦成形用金型、ブロンズ円筒を内蔵する大型産業機械部品の加工を行っていた。鋳物工場は他の場所にあり、従業員40名、3 t キュポラを使用して30 t / 月の生産を行っているとのことである。前記ブロンズ円筒についても自社で鋳造しているが、単重は30 kg 程度あり、加工面にガス欠陥による大きな巣欠陥が見られる。

(3) Metalix Engineering Co. LTD ーコロンボー

面会者 Mr. H. K. Gunasena

(General Manager)

Mr. M. P. Wijesinghe

(Managing Director)

スチール家具、配電盤、サーキットブレーカ、電熱ケトル及びボイラー、学童用数学 学習セット等を製造する、従業員242名の中堅会社である。創立は1967年であるが 小企業から業務を拡大し、最近の売上げ高は1989年59(百万ルピー)、1990 年72(百万ルピー)と成長を遂げている。

金属加工としては、学習セットの中のコンパスの亜鉛ダイキャスト、スチール家具、配電盤用の板金、プレス、スポット溶接、ケトルの成形加工、コンパスその他のメッキ等を行っている。亜鉛ダイキャストは、重油によるルツボ溶解を行い、日本製(川口技研製)の比較的新しいダイキャストマシンを使用し、4個取り金型へ手汲み注湯の方法で行われている。

板金加工は、南ア連邦製の薄板を使用し、英国製機械により曲げ加工が行われている。 当社は、6~10 m³ のメッキ浴槽を3 槽有し、自社製品の、Zn、Cu、Ni、Cr 各メッキを行うほか、外部からの注文にも応じゴム混練用部品のCu、Ni、Cr 3層メッキなども行われている。この場合のCrメッキ厚みは20~25 μm とのことである。メッキについては前処理、浴管理が重要であるが、その点については不充分と見受けられる。ケトルは、アルミ板をプレス加工により大まかに成形し、最終成形は、回転盤に取り付けたワークを簡単な治具を使って人力により器用に行われている。

現在、かかえている問題点としては、 販売面では海外市場調査能力の不足、財務面では 税金の高さ、高金利をあげ、最重要なものとしてマーケッティングをあげている。政府 の援助してマーケッティングの保護、財務面の刺激を望んでいる。

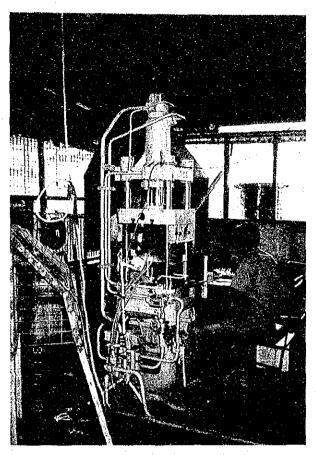


写真 2 亜鉛ダイキャストマシン

(4) Dias & Dias

ーワッタラー

面会者

Mr. Lionel Dias

(Partner)

ココナッツ破砕機、セメントブロック成形機、混練機等の中小機械、ゴムローラ、トラクタートレラーの製造が行われており、従業員は80名、鋳造部門はねずみ鋳鉄品15t/月、真ちゅう鋳物1t/月、アルミ合金鋳物0.2t/月の製造が行われている。キュポラは0.5t、0.25t各1基あり、週2回の溶解を行い、通常は8名で造型し、溶解日は24名が従事している。投入地金は、放銃のみで、コークス比はベッドコークスを含めて30%とのことである。不良率は10%で、鋳造品を観察すると大きな鋳ばりの発生、寸法不良、巣欠陥が認められる。鋳物砂、造型方法を調べてみると鋳物砂の強度不足、水分過多、塗型の塗り過ぎ、注湯時の鋳型重鍾の不足がこれらの原因と考えられる。機械加工部門は24名が従事し、旋盤、フライス盤等は比較的新しく、大型部品の加工も可能で、この部門には相当力を入れていることがうかがえる。

(5) Government Factory

ーコロナワー

面会者 Mr. J. Timothy N. De Saram (Factory Engineer)

住宅・建設省Ministry of Housing and Construction の管轄下にある国営工場である。数年前には1,200名ほどの従業員がいたが、合理化により現人員は約720名であ

る。医療用調度、機器、かんがい用機器、スタンプ、パンチ等小物部品まで、国、国営工場が発注する多種類の金属加工品を製作している。鋳造、鍛造、溶接、板金、プレス、機械加工、メッキ、ゴム、木工等広範囲の作業が行われており、鋳造部門では3 t キュポラ 2 基を使用して 2 0 t / 月のねずみ鋳鉄品を製造している。造型は天然山砂による手込めが主体であるが、今回の視察で唯一見られたF1モールディングマシンも時折使用しているとのことである。製品は数kg~50kg程度の比較的小物が多いが、外観を見るかぎり品質レベルは良好である。銅合金鋳物、アルミ合金鋳物も重油ルツボ炉により少量製造しているが、写真3はその一例である。

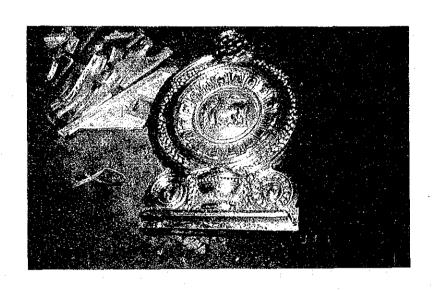


写真3 国の表徴のブロンズ鋳物

鍛造は、21以上のハンマープレスを使用し、フリー、型鍛造いずれの方式も行われている。 密接はガス、アーク密接により、主に病院向けベッド台の接合が行われており、作業員は少ない。プレスは小物の打抜きが主体であるが、 日本製の比較的新しいプレス機が見られた。 機械加工部門に従事する作業員は多く、普通、ターレット、 倣い各種の旋盤、フライス、ボール盤についても充実している。 切削工具についても、工具鋼、ハイス、カーバイド各種が使用され、寸法チェックもキャリバー、ノギスのほかマイクロメータ、ダイヤルゲージが使用されており、技術レベルは他工場に比べて高い。

経営面における問題点として、営業での販売努力不足、需要予測不能、市場情報の入手難、海外市場情報の欠除、売掛金回収難をあげ、技術、製造面では旧式で非能率機械の使用、機械交換部品の入手難、経営・労務面では給与水準の低さをあげているが、最重要の問題点としては技術をあげている。さらに、政府に期待する援助として、財務、巡回指導・コンサルタント、経営・技能養成、市場保護、財務上の刺激を望んでいる。

当工場の最近3年間の売上げ高は、1988年71,1990年88,1991年75(各百万ルピー)と従業員数に比べて決して良好とはいえない。 これは政府発注の多種少量の製品による生産性の低さが最大の原因であろう。 なお、案内してもらった工場長は、京都大学の機械工学科を卒業された方であり、現在の製品の寸法・精度は、設備機器があまりに老朽化しているために熟練工の腕に頼っており、最新の高効率、高精度の機器に更新する必要があると述べていた。

(6) Walker Sons & Co. LTD ーコロンボー

面会者 Mrs M. Chandrasekaya (Finance Director)

Mr S. R. Thurairai (Plant & Processing Engineer)

当社は土木技術部門、販売部門、自動車部門、機械部門を有する大企業で総従業員は800名である。視察したのはコロンボ港内にある機械工場と鋳造工場である。

製茶、ココナツ、砂糖、ゴム等の農業用機械、セメント機械、かんがい用ポンプ、船 舶用付機、ロール、空調機械その他大型の産業機械の製造と修理が行われている。

鋳造工場は作業員44名で、4 t 1基、3 t 2基のキュポラを有し、ねずみ鋳鉄品40 t /月、その他銅合金鋳物、アルミ合金鋳物も製造されている。造型は山砂による手込めであるが、最大単重3 t の鋳鉄品も作製されており、そのため、大型鋳造品には乾燥型を用い、大容量の乾燥炉を所有している。

機械工場は作業員150名、そのほかに組立関係で200名おり、各種大型の工作機械がそろった規模の大きい工場で、機械加工工場としては代表的なものの一つと考えられる。昼食中に見学したため稼動中の機械はなかったが、工作機械に取り付けられたワークの大きさは外径1,200mm、内60mm、長さ5mのロールであり、比較的大型品の加工が多いようである。



写真4 機械工場の一部

(7) Surendra Industries

ーラトマラナー

面会者 Mr. D. J. W. Surendra (Director)

ソケット等の照明用器具、各種プラスチックケース等の射出成形、 及び自社使用の金型 と外販による金型製作を行っている小企業である。射出成形機は昭和4 4 年製東洋機械 金属㈱のものを使用しており、レジンはドイツ製のものであった。射出成形に約3名、金型製作に8名が従事しており、旋盤、フライス盤、研削盤等一応そろってはいるが、放電加工機は見られなかった。

射出成形用の金型工場は、小規模の工場は他に数社あるが、大型金型、複雑な金型については台湾等から輸入しているとのことである。

2-2 その他視察先

(1) Ceylon- German Technical Training Institute ーモラトゥワー面会者 Mr. D. S Adicaram (Director/Principal)

IDBの近くにあり、IDB職員に案内してもらい技能訓練所の実習を見せてもらった。 当所は、ドイツの援助により設立されており、毎年200名の訓練生を受入れ、溶接、 板金、機械加工、電気機器の講義、実習を行っている。比較的設備もそろっていて基礎 から実際的な加工まで、教師、生徒とも熱心で充実した教育が行われている、どちらか というと自動車整備に関するものが多く、トラック用のディーゼルエンジンのオーバホ ールを委託で行っている。しかし、苦労して教育した卒業生の60%がオーストラリア 等に出かせぎに流出するとかで、国内で就職できる場が望まれている。

(2) Ceylon Institute of Scientific and Industrial Reserch ーコロンボー

面談者 Dr. P. M. Jayatissa (Director)

Dr. Gamini S. Jayatilake (Officer-in-Charge Industrial Promotion Unit)

セイロン科学工業研究所は、1955年に設立された工業省所管のスリランカを代表する試験研究機関である。金属加工工場における分析はここに依頼しているとのことで、主として試験設備を主体に見学した。当所は、化学・生物部門と物性・工学部門に分かれ、農業生産物、食品、微生物、鉱物、ゴム及びプラスチック、木材及びセルローズ等の研究開発、試験分析、技術指導、研修、情報サービスを業務とし、研究員55名、技術員70名の人員がおり、割合、女性の研究者が多く見受けられた。分析設備は、原子吸光、ケイ光X線、赤外クロマト、日本の援助による最新のガスマス等優秀な設備が導入されており、稼動状況も良好であった。

醸造、ゴム関係ではミニプラント設備もあり、かなり実際的な研究も行われている。

2-3 金属加工技術の総括

前述の通り7社の金属加工工場を視察し、調査した結果を技術的観点から総括して下記 に記す。

(1) 鋳造(7社中6社に関連)

鋳鉄品(5社)、銅合金鋳物(4社)、アルミニウム合金鋳物(3社)、亜鉛ダイカスト(1社)があり、ダイカストを除き他の鋳造品はすべて天然の山砂を使用している。一部ミルによる砂混練を行っているところもあるが、実に簡単な機具による混合の段階にとどまっている企業が多い。なお、大型鋳鉄品(単重100kg以上)を製作している1社では乾燥型を使用している。大多数は土間による生型の手込め造型であり、一般に鋳型強度が低く、塗型により強度不足を補っている。塗型の塗りすぎ、鋳型重鍾の欠如による鋳ばりの発生、寸法精度不良、多くの巣欠陥発生が見られる。

スリランカの山砂は日本の野間砂に比べて粒度がや々粗目であり、粘土分も少ないよ うに見える。したがって、鋳型強度は低いことが予想される。そのためにベントナイト を添加してミルで混練し、半合成砂の形で使用することが望ましい。

溶解に関しては、鋳鉄はキュポラ(0.3~41)、非鉄合金は重油使用ルツボ炉が用いられている鋳鉄の投入材料は故鉄がほとんどで、一部に5%程度の鋼クズを加えているところもある。コークス比が小さく、栓止めによる間欠出湯温度は低く、およそ1,380℃程度と見込まれる。

ほとんど機械的性質、化学分析等の材費管理はなされていないので確認できないが、 材質は投入材料等から判断してFC15~20程度と推定される。

不良率は企業の回答では約10%であるが、現在の日本の品質水準から判断すれば、 合格できるものは相当少なくなるものと考えられる。

(2) 鍛造(1社)

コロナワの国営工場のみで行っており、オープン炉による加熱でフリー、型鍛造の 2 方法で行っており設備は相当に古いようである。

(3) 溶接(5社)

ガス溶接、アーク溶接、一部にTIG溶接、スポット溶接を行っている。総じて設備は古いが、自動車整備工場にも関連するため、溶接技術は重要であり、技術レベルはまずまずである。

(4) 板金(4社)

総じて設備が古いが、技術でカバーしている。手作業によるものが多い。

(5) 金属メッキ(2社)

クロム、ニッケル 2 層メッキを行っているところがあった。メッキに関しては前処理 浴管理が重要であるが、管理が不十分と見受けられた。

(6) 機械加工(6社)

イギリス、中国、インド、ドイツ等各国の工作機械を使用しているが、設備は古い。寸法チェックは一般にはキャリバー、ノギス程度で、国営工場のみでマイクロメータ、ダイヤルゲージを使用、切削工具も新しい材料は使われていない。精密な寸法チェック、精密加工はやム疑問である。NC旋盤、マシニングセンターは見られなかった。

2-4 金属加工業に関する所見

鋳造以下金属加工業の技術水準は一部の工場を除き全体的に低く、日本の昭和30年代の中小企業の姿にほぼ等しい。この原因としては、小さな島国であって本来農業国であり、技術情報にも乏しいが、需要が少ないことが最大の理由であろう。

現水準では一部の手工芸品(例えば宝石金属台、クラフト品)を除き、機械部品あるいは素形材部品としての輸出を考えることは極めて難しい。もしも、可能性があるとすれば 先進国からの機械設備、若干の原材料輸入、強力な製造技術特に品質管理、工程管理等の 管理技術の導入のテコ入れがあれば、労働力は比較的質的に高いので十分成功すると考え られる。

しかし、当面の目標としては国内市場に依存し、農業機械、かんがい用あるいは水道、 下水道のポンプ、バルブ、マンホール、土木用機械、セメント、瓦、タイル等窯業機械、 簡単なプレス、金属工作機、木工機械等の部品、自動車用補修部品、日用品、家具等の完 全国産化を図りながら長期的、計画的に金属加工業の育成を図っていくことが望ましいと 考えられる。

また、金属加工業は機械工業と不即不離の関係にあり、機械工業の育成及び振興を図る ことが金属加工業進展への近道であり、その面における国の施策が望まれる。

3. 本格調査実施上の留意点

金属加工業育成に関するスリランカ政府の政策、制度、及び組織を未入手の段階ではあるが、本格調査に当っては次のような点に留意して行うべきである。

3-1 金属加工の調査範囲

調査範囲としては鋳造、鍛造、溶接、板金、プレス及び機械加工とする。

3-2 金属加工に関連する各種統計資料及び需要予測資料

今回の調査でも入手したいと考えていたが、時間的制約と入手先不明から果たせなかったもので、今後の金属加工業育成のバックデータとなる機械統計資料及び需要予測資料をできるかぎり詳細に調査する必要がある。